



# 和歌山市 景観ガイドライン

【大規模建築物・工作物等】

平成 30 年 4 月

和歌山市



## 和歌山市 景観ガイドライン【大規模建築物・工作物等】 目次

1.はじめに（景観ガイドラインの目的とガイドラインの構成） .....	1
(1) 景観ガイドラインの目的 .....	1
(2) 景観ガイドラインの構成 .....	2
2.景観づくりに向けた心得 .....	3
(1) 「準備編」の心得 『まちの景観を“知る”』 .....	3
(2) 「計画編」の心得 『まわりの景観にあった計画を“考える”』 .....	4
3.景観形成の理念・目標 .....	5
4.景観形成基準の解説 .....	7
(1) 大規模な建築物 .....	7
区域ア 丘陵・里山景観、田園・農村集落景観、河川景観 .....	7
区域イ 湾・海岸の景観、漁村景観 .....	16
区域ウ 住宅地等のまちなみ景観 .....	26
区域エ その他の市街地景観 .....	35
(2) 工作物等 .....	45
5.届出制度のあらまし .....	49
(1) 届出の必要な区域 .....	49
(2) 届け出対象行為 .....	50
(3) 届出の流れ .....	51
(4) 届出時に必要な図書 .....	52
6.景観形成チェックシート .....	53
(1) チェックシート .....	53

# 1.はじめに（景観ガイドラインの目的とガイドラインの構成）

## （1）景観ガイドラインの目的

和歌山市では、良好な景観を保全し、創造し、将来に継承していくことにより、市民生活の向上や地域経済と地域社会の健全な発展をめざしていくため、景観法を活用した総合的な景観施策の展開を図っています。

景観法の運用にあたっての手続きなど必要な事項を定めるとともに、良好な景観の形成に向けた基本的な枠組みを定める「和歌山市景観条例」を制定しました。あわせて、景観法および和歌山市景観条例に基づき、良好な景観形成に向けた理念、目標と方針、その実現に向けた基本的な事項を定める「和歌山市景観計画」を策定しました。

景観は、日常の暮らしや営みの積み重ねで形づくられていくものです。良好な景観を形成していくためには、景観形成の主体となる市民の皆さんや事業者、行政が普段から景観に対する意識を高めていくことが重要です。

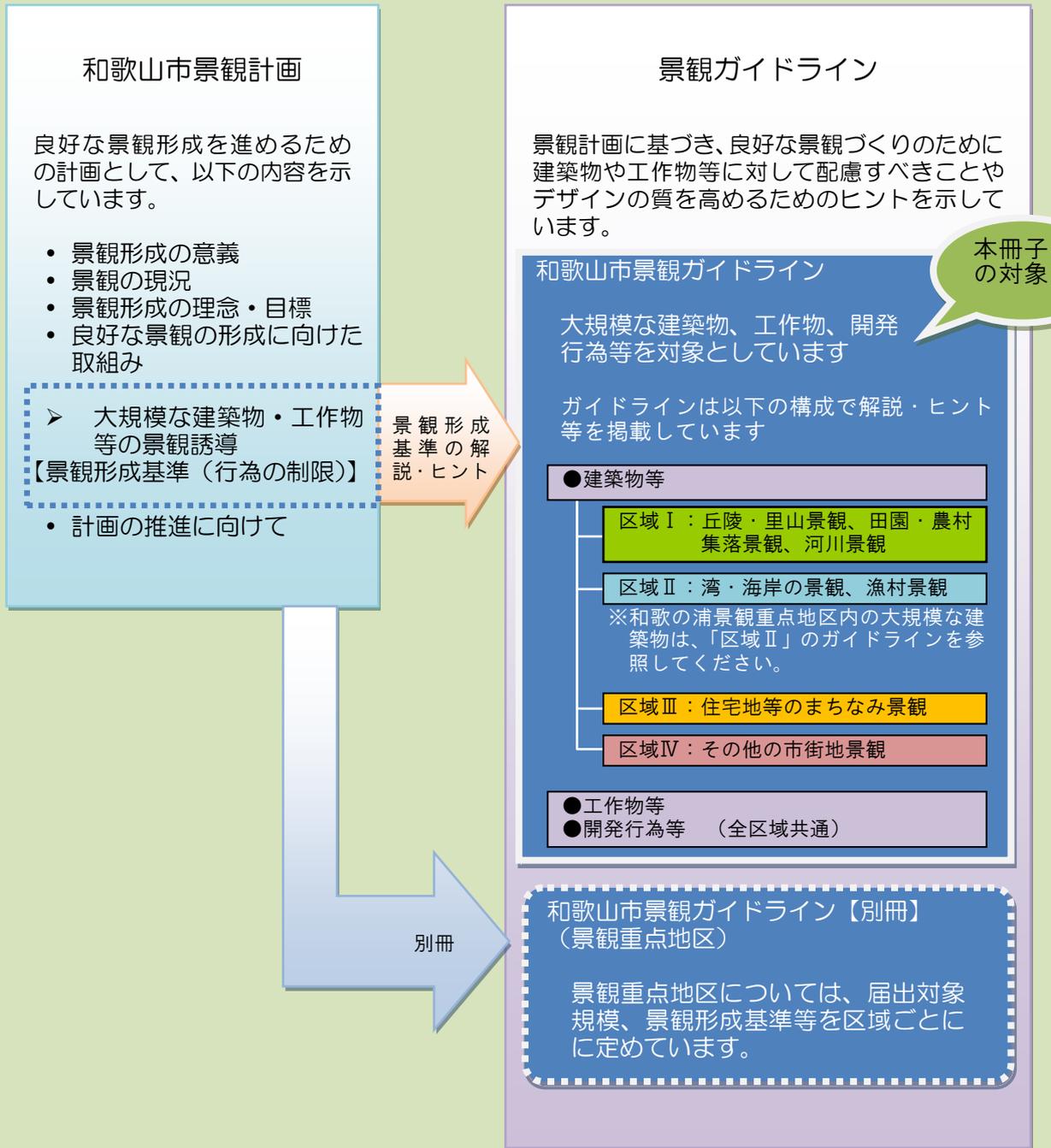
本景観ガイドラインは、「和歌山市景観計画」で定める建築物や工作物等の景観形成基準の解説やデザインの質を高めるためのヒントを示していますので、建築物や工作物等の新築や改修の際にご活用ください。

また、この景観ガイドラインの作成にあたり、和歌山県建築士会の協力を得て、設計者の参加による「設計者が考える景観づくりワークショップ」を開催しました。このワークショップでは、計画・設計段階における景観形成上の留意点や具体的な景観配慮の手法等について、具体事例等の写真を持ち寄り検討したもので、設計者の視点での考え方や計画・設計に取り組む姿勢などについても意見を交わしました。こうした取り組みを参考にしながら本冊子を作成しました。

## (2) 景観ガイドラインの構成

本市の景観ガイドラインは、全市域を対象としたものと、景観重点地区を対象としたものの大きく2つから構成されています。これらのガイドラインは、建築物や工作物の新築等の際に参考にしたり、景観法に基づく行為の届出の際の手引きとして活用ください。

### 景観計画とガイドラインの関係



## 2.景観づくりに向けた心得

本ガイドラインでは、建築物や工作物の新築や改築等を計画した際において、より良い景観づくりに向けた心得を記載しています。この心得は、「準備編」と「計画編」を掲載しており、建築物や工作物等の行為による景観づくりをより有効なものとするため、計画地周辺の景観を把握、理解を深めることから始める「準備編」と、景観に対して有効な計画づくりをおこなうための「計画編」を掲載しています。

### 「準備編」

#### ～まちの景観を“知る”～

- 和歌山市域の景観は、場所毎に様々な表情を持っています。まずは、計画地の周辺や近隣のまちに目を向けるなど、“知る”ことから始めましょう。

#### ①周辺の地形や地域資源、景観特性を把握する

- 計画地周辺の地形や近隣に丘陵や河川、海浜等の自然がどこに位置するか地図等で確認しましょう。
- また、計画地周辺の土地の成り立ちや、付近の歴史的資源や歴史的建築物等の位置を地図や文献などで確認しましょう。

「周辺の地形や地域の特性を把握しましょう」

- 計画地周辺の景観特性を知り、景観に対して理解を深めることは、より良い計画づくりのために、とても重要なことです。まずは、地域の景観を読み解くことから、始めましょう。

#### ②景観計画で計画地の地域区分と景観形成の目標と方針を知る

- 和歌山市景観計画では、本市の景観を地形・自然、歴史、市街地形成の過程から、10の類型に区分しています。これらの類型毎に景観特性を踏まえて、景観形成の目標と景観形成の方針を示しています。
- そこで、計画地が景観計画で示す、10のタイプのどこに位置するのか確認しましょう。確認できたら、その景観類型における景観形成の「目標像」と「方針」を確認しましょう。

- 景観計画には、市域を10の類型で区分した景観特性を掲載しています。これらを参考にしてください。

#### ③現地に行って周辺の景観の様子や視点場等を確認する

- 計画地付近の現地へ赴き、現地からその周辺に何が見えるか、また、計画地周辺の離れた場所から計画地がどのように見えるか、周辺に配慮すべき資源があるかどうか等、現地で確認してみましょう。

「現地確認に加えて、周辺の景観資源も把握しましょう」

- 計画地の近隣に神社や寺院、史跡など、歴史的な景観資源が存在する場合は、それらの資源やその周辺の景観も把握しておきましょう。

## 「計画編」

### ～まわりの景観にあった 計画を“考える”～

- 「準備編」において読み解いた周囲の景観を損なわないようにするには、どうしたらいいのか、計画のなかで考えましょう。

#### ①周囲の景観の特徴を計画に活かす工夫を考える

- 準備編で読み解いた景観の特徴を計画に活かしていくために、ガイドラインの景観形成基準の解説やヒントを参照しながら、どのような工夫ができるか考えてみましょう。

#### ②景観形成基準の各項目に適合するか確認しながら、景観特性に配慮した計画を検討する

- ガイドラインを参考にしながら、具体的な計画を検討していきましょう。

#### ③「景観チェックシート」に計画の過程で考えた工夫や配慮事項を書き込む

- ガイドラインの53頁に掲載している「景観チェックシート」を使って、計画における工夫や配慮事項を記述しましょう。

#### ④事前協議や届出の流れを確認し、必要な書類を準備する

- 景観計画区域内（市域全域）で大規模建築物等の新築、改築等をおこなう場合は、あらかじめ景観法に基づく届出が必要になります。計画を検討する早期の段階で、届出の前に事前協議をおこなってください。
- ガイドラインの51頁に、届出までの手順を掲載しています。景観チェックシート等を活用しながら資料を準備してください。

- ★ 「設計者が考える景観づくり※ワークショップ」での意見を記載しています。

#### ※ワークショップとは？

参加者が共通のテーマで議論したり、実際に何かを作りあげたりと、共通の体験を通じて、協働で提案や計画等をつくりあげる手法です。

#### 「説明可能なデザインを心がける」

- ★ 建築物等をデザインする時はまず、場所の特徴を具体的かつ合理的に捉えましょう。「なんとなくいいと思ったから」ではなく、景観の視点から「説明可能なデザイン」を行うよう心掛けましょう。

#### 「施主に対して理解を求める」

- ★ 場所ごとに固有の景観というものがあります。その場所にあったまちなみに配慮した建物を建てる責任が「施主」にもあるという事を理解してもらいましょう。

#### 「完成予想図（パース図）等を作成してイメージを共有する」

- ★ 一般の人や施主には、最終的な仕上がりのイメージを描くことが難しいので、完成予想図（パース図）等を作成して、仕上がりのイメージを共有しましょう。

#### 「景観アドバイザーを活用する」

- ★ 建築物等の基準適合に係わるアドバイスに限らず、意匠等のさらなる工夫や、一般の人や施主に対する説明の仕方などについてもアドバイスを求めることもよいでしょう。

### 3. 景観形成の理念・目標

#### (1)和歌山市の景観形成の理念

**紀の川・紀伊水道の豊かな自然、  
古墳・万葉・城下町の歴史・文化を礎とした  
美しく風格のある和歌山市の景観づくり**

和歌山市の景観は、豊かな自然の上に、先人たちがたゆまぬ努力と時間をかけて創りあげてきたものであり、私たちはこれらを誇りとして再認識し、次の時代にも誇れる和歌山市の景観を創っていかねばなりません。

私たちは、郷土に誇りと愛着を持つとともに、かけがえのない共有財産である和歌山市らしい良好な景観を市民、事業者、行政が一丸となって形成していきます。

#### (2)和歌山市の景観形成の目標

本市の景観の重層的ななり立ちに着目した景観形成

##### ③日々の暮らしや活動の中で育まれる景観にもまなざしを向け、まちとの関係を意識した景観形成に取り組む

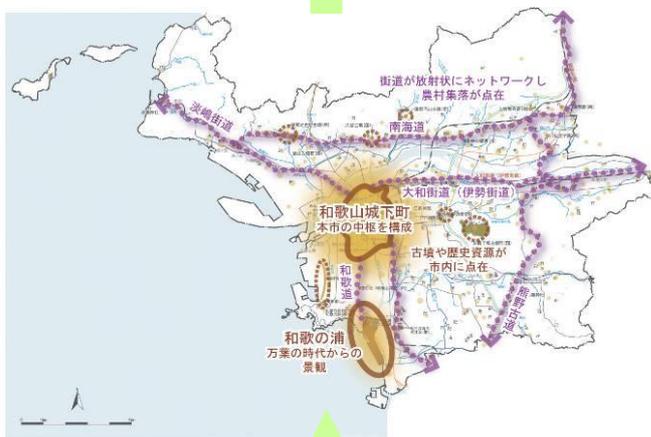
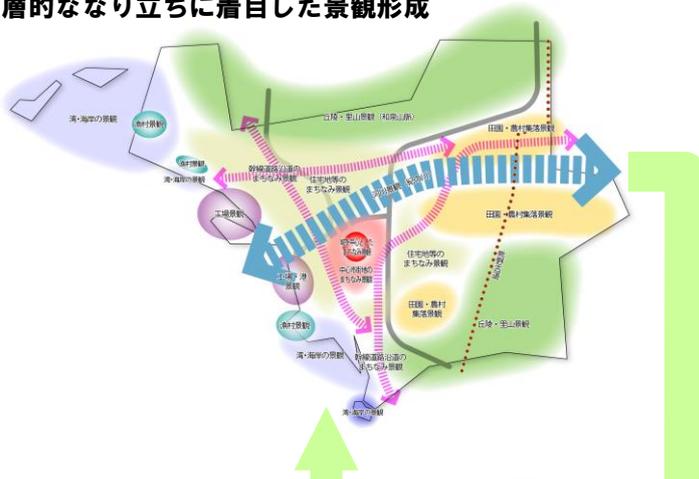
日々の暮らしなどの一つ一つが景観を形づくっていることを認識し、まちとの関係を意識する

##### ②古墳・万葉の時代から城下町を経て永く積み重ねられてきた歴史・文化を再認識し、まちづくりに活かす

本市の歴史・文化の蓄積にまなざしを向け、これからのまちづくりに積極的に活かす

##### ①紀の川の下流域に形成された山地や川、海（湾）などの豊かな自然を大切にす

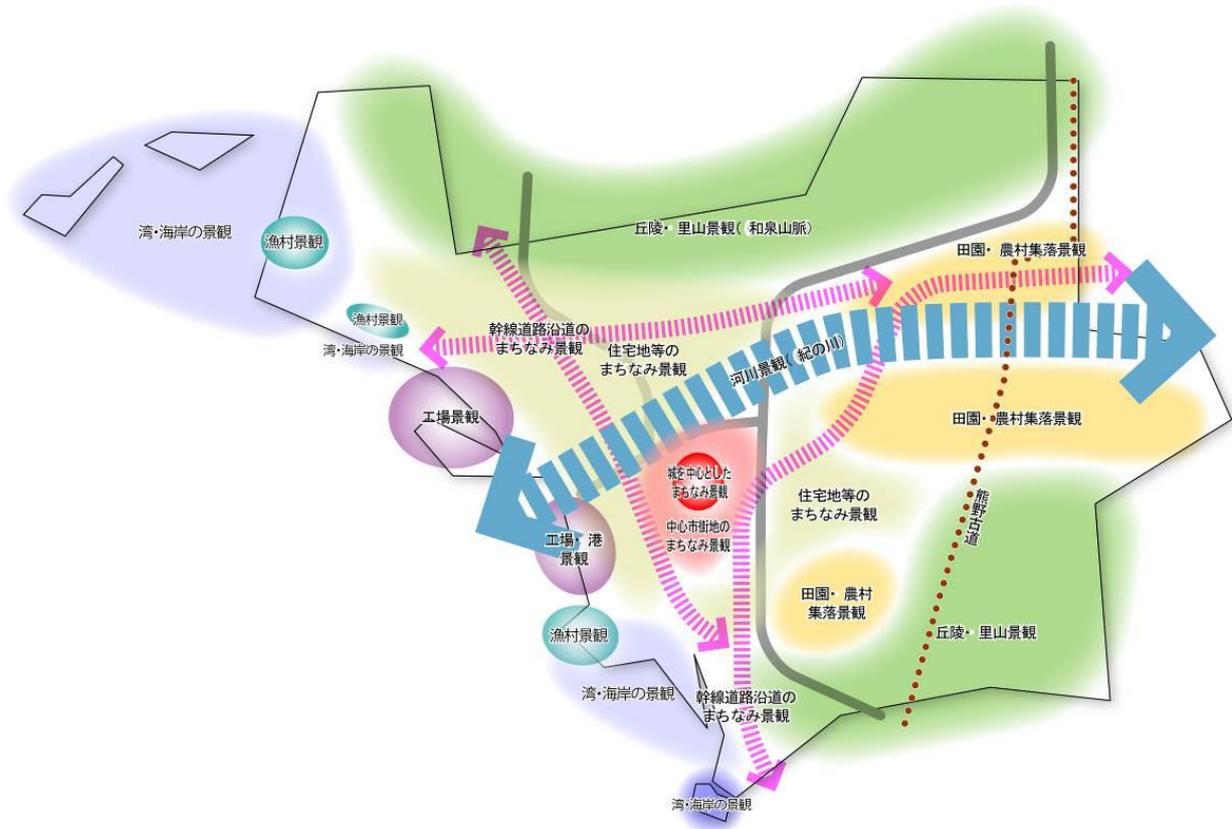
豊かな自然を、本市独自の景観の魅力として大切に守り育む



④良好な景観の形成に向けて、市民、事業者、行政が力をあわせてまちづくりに取り組む

### (3)和歌山市の景観類型と区域区分

本市の景観の重層的な成り立ち等を踏まえ、10の景観の類型化による景観形成の方針を定めています。この10の景観類型を基本としつつ、さらにこれらを大きく4つの区域に区分し、良好な景観形成に向けた景観形成基準を適用しています。



・景観形成基準が適用される区域は概ね以下のとおりとしています。

区域ア	1) 丘陵・里山景観 2) 田園・農村集落景観 3) 河川景観	・市街化調整区域内 ・紀の川沿いの両岸に面する敷地 ・市街地内河川に面する敷地
区域イ	4) 湾・海岸の景観 5) 漁村景観	・自然公園が指定されている区域 ・海際線から約1km内(和歌山北港・本港・南港を除く)
区域ウ	8) 住宅地等のまちなみ景観	・住居系用途地域(第2種住居地域、準住居地域を除く)
区域エ	その他の市街地景観 6) 城を中心としたまちなみ景観 7) 中心市街地(大通り・商店街・駅前等)のまちなみ景観 9) 幹線道路沿道の景観 10) 工場・港湾の景観	・上記以外

## 4. 景観形成基準の解説 (ただし和歌山城周辺景観重点地区を除く)

### (1) 大規模な建築物

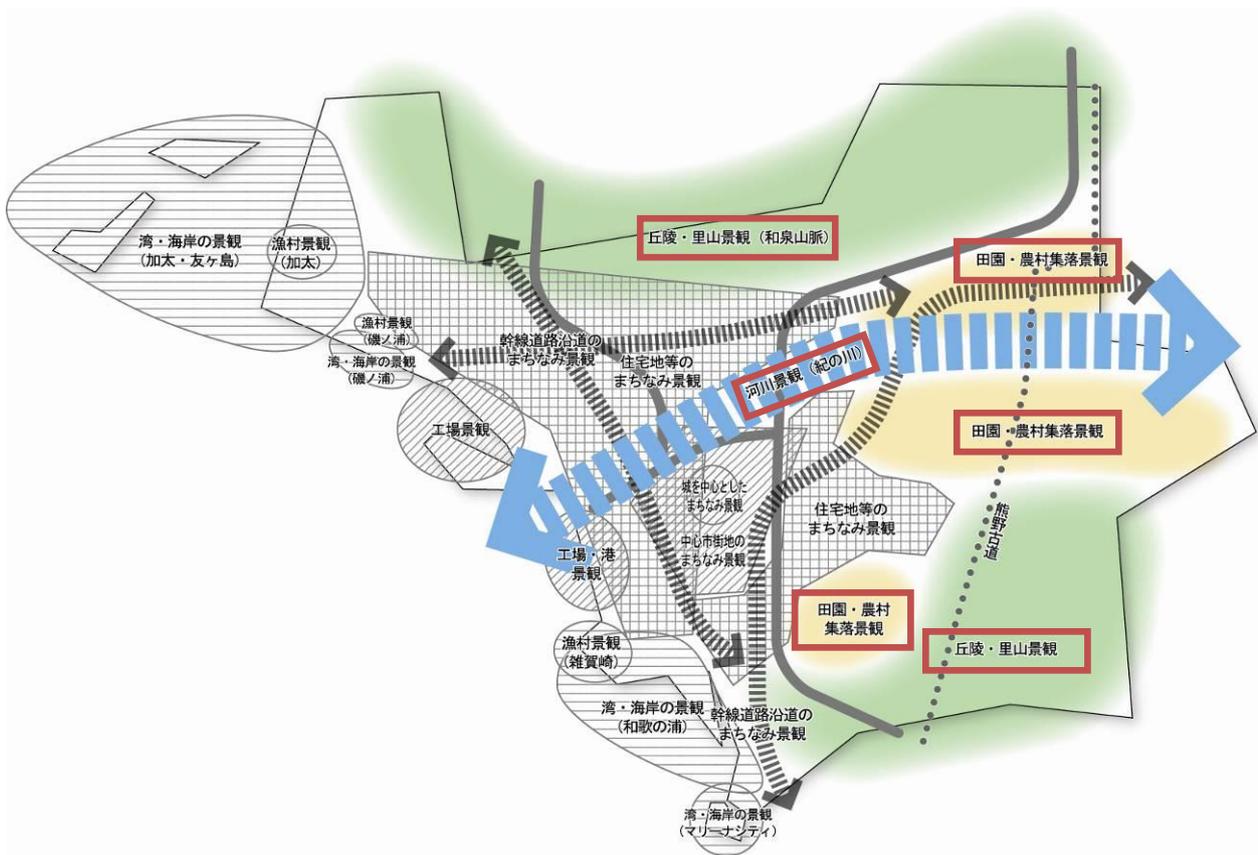
#### 【区域ア】

1) 丘陵・里山景観、2) 田園・農村集落景観、3) 河川景観の類型  
における景観形成の方針

#### 【区域ア】 景観形成の方針

1) 丘陵・里山景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地の背景となる和泉山脈の山なみ景観を保全する</li> <li>○健全な里山環境を保全する</li> <li>○開発等に際しての丘陵・里山の緑豊かな景観との調和を図る</li> </ul>
2) 田園・農村集落景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>○まとまりのある農地を保全する</li> <li>○田園風景と一体となった旧街道筋の集落のまちなみを保全・継承する</li> <li>○開発等に際しての既存の田園景観・農村集落景観との調和を図る</li> </ul>
3) 河川景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川空間の広がりある景観の確保と開発等に際しての調和を図る</li> <li>○親水性に配慮した河川空間を形成する</li> <li>○都市の裏側ではなく表側となるような沿川の建築物等の誘導を図る</li> <li>○市街地内河川及び沿川空間を活用する</li> </ul>

【区域ア】：1) 丘陵・里山景観、2) 田園・農村集落景観、3) 河川景観の類型図



【区域ア】

1) 丘陵・里山景観、2) 田園・農村集落景観、3) 河川景観の類型  
における景観形成基準

	景観形成基準	
A 配置 規模	①現在の地形を活かした配置とし、大幅な地形の改変を避ける。	ヒント1
	②周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係に配慮し、過度に突出したり圧迫感が生じたりしないような配置・規模とする。	
	③背景の山なみや、周辺に広がる農地・ため池、紀の川、湾・海岸等への良好な眺望を妨げることを無いたような配置・規模とする。	ヒント2.3
B 形態 意匠	①調和の取れたまちなみとなるよう、周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係に配慮した形態・意匠とする。	ヒント4
	②建築物全体として調和が取れた形態・意匠とする。	ヒント5
	③屋上・屋外付帯設備は、周辺の主要な道路からの見え方などに配慮し、建築物と調和させる、遮へいするなど、目立たない形態・意匠とする。	
	④背景の山なみや、周辺に広がる農地・ため池、河川、湾・海岸等への広がりある良好な眺望との調和に配慮した形態・意匠とする。	ヒント2.3
	⑤昔からの集落・住宅地など特徴的なまちなみに近接する場合は、それとの調和に配慮する。	ヒント6
	⑥市街地内の河川に面する場合は、河川との関係に配慮し、対岸や橋からの見え方に配慮した形態・意匠とすること。	ヒント7
C 色彩 素材	①外壁の色彩は周辺との調和に配慮し、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮する。	ヒント8
	②外壁の色彩は背後の山地・丘陵地や、周辺に広がる農地・ため池、河川、湾・海岸等自然との調和に配慮した落ち着いた色彩を基調とする。	ヒント2.3
	⑤外壁の素材は、周辺の景観と調和したものを用い、木、土、石など、地域の風土にあった自然素材を活用する。	ヒント9
	⑥外壁の素材は、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いる。	
D 緑化 外構	①うるおいのあるまちなみとなるよう、建築物の周囲や前面道路側の空地においてはできる限り植栽を充実させる。	ヒント10
	②植栽にあたってはできる限り周辺の植生にあった樹種を用いる。	ヒント11
	③計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、修景にいかす。	
	④建築物とあわせて垣、柵、塀を設ける場合は、周辺との調和に配慮した配置、形態、色彩とする。	ヒント12
E 特定 照明	①夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明方法等に配慮する。	ヒント13

## 敷地や建築物に対する配慮

○計画地に近接して丘陵や河川、ため池、農地などの自然資源がある場合には、それらとの関係性について配慮が必要です。地形の大規模な改変を避ける、周辺への眺望に配慮して不調和な配置、形態・意匠を避けるなど、敷地や建築物等に様々な工夫を採り入れ調和を図ることが求められます。

### 配置規模

- A①現地の地形を活かした配置とし、大幅な地形の改変を避ける。
- A②周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係性に配慮し、過度に突出したり圧迫感が生じたりしないような配置・規模とする。

### ヒント1

#### ■周囲の地形との調和と地形を大きく改変する大規模な造成は回避する

- ・丘陵地の斜面や谷筋など、特徴的な地形を活かし、地形に沿った建物配置にするなど、周辺地形との調和を図りましょう。
- ・斜面地を造成する場合は、地形の改変を最小限にとどめ、擁壁や法面が周囲から見えにくくするよう配慮しましょう。
- ・背後の山並みなど、地形との調和を意識して建築物等の高さを抑えたり、分節化するなどの工夫をしましょう。



- 山裾の地形に沿わせて建物を配置している例。こうした配置の工夫により、大規模な地形の改変が避けられます。

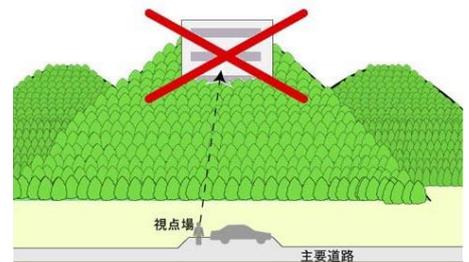
#### ■建物形態や建物配置の工夫により、突出感や圧迫感を低減させる

##### 建物形態による工夫



- 単調で大きな壁面は、長大さを感じてしまいます。
- 建築物の棟を分けたり、壁面を雁行させるなど、建築物のボリューム感を低減させた計画

##### 建物配置の工夫



- 山の中腹から山頂付近に建物を配置することは極力避けましょう。

配置  
規模

形態  
意匠

色彩  
素材

A③背景の山なみや、周辺に広がる農地・ため池、紀の川、湾・海岸等への良好な眺望を妨げることを無いたる配置・規模とする。

B④背景の山なみや、周辺に広がる農地・ため池、河川、湾・海岸等への広がりある良好な眺望との調和に配慮した形態・意匠とする。

C②外壁の色彩は背後の山地・丘陵地や、周辺に広がる農地・ため池、河川、湾・海岸等自然との調和に配慮した落ち着いた色彩を基調とする。

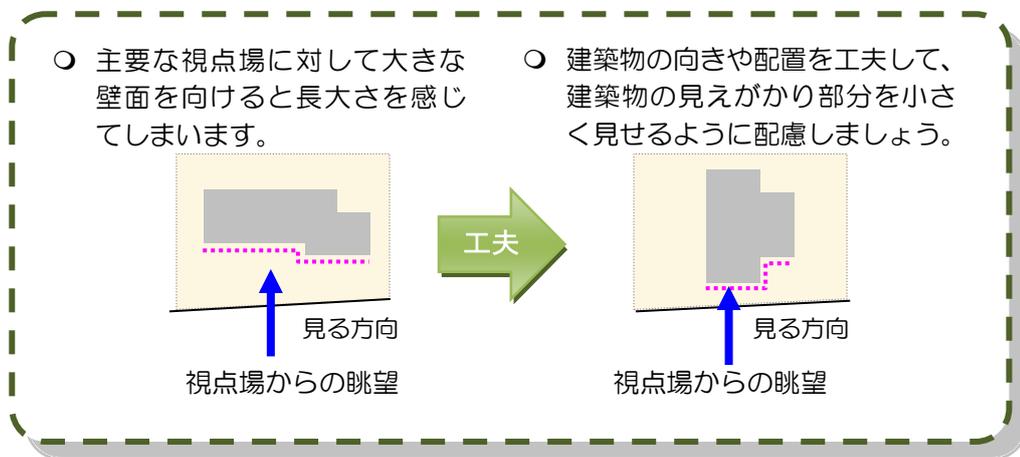
【区域ア】

3 2 1  
河川景観  
田園・里山景観  
農村集落景観

### ヒント2

#### ■広がりのある景観や眺望を損なうことがないように建物配置や建物規模に配慮する

- ・周囲の主要な視点場から眺望を阻害しないよう配慮するため、視野に対する外壁が大きく見えなように建築物の向きや配置を工夫しましょう。



### ヒント3

#### ■自然景観との調和に配慮した建物の形態・意匠、色彩にする

- ・周囲の自然景観との調和に配慮して、際だった形態意匠や大きな壁面に華やかな色彩や突出した色彩を用いることは避けましょう。



- 周囲の自然や大地の色彩（アースカラー）に馴染ませるように、外壁にベージュ色等（茶系の黄土色や薄茶色等）を用いた例



- 控えめな外観色彩と高さを抑えた形態意匠により、周囲の自然景観に馴染ませるように配慮された例

形態  
意匠

B①調和の取れたまちなみとなるよう、周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係に配慮した形態・意匠とする。

B②建築物全体として調和が取れた形態・意匠とする。

ヒント4

■周辺の自然景観や隣接するまちなみと調和のとれた形態意匠に配慮する

- 周辺の山並みや隣接するまちなみに調和するよう、建築物の高さやデザインなどに配慮しましょう。
- 周辺の自然景観に馴染ませるように建築物の形態・意匠を工夫しましょう。



- 周辺の自然になじませるように建物の高さを低く抑え、シンプルな形態意匠とした例



- 背後の丘陵を意識して、低層の勾配屋根とし外観意匠等を工夫した例

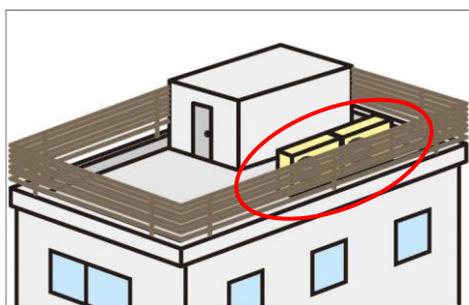
形態  
意匠

B③屋上・屋外付帯設備は、周辺の主要な道路からの見え方などに配慮し、建築物と調和させる、遮へいするなど、目立たない形態・意匠とする。

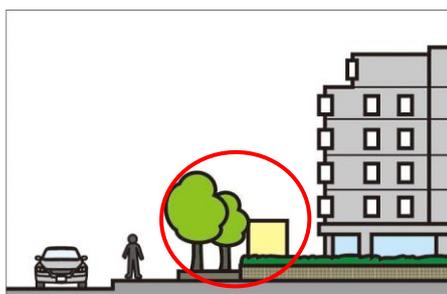
ヒント5

■屋上・屋外付帯設備は目立たせないように工夫する

- 周辺の道路から機械設備等が直視できないように、パラペットやルーバーなどで覆うなど、目立たせないように工夫しましょう。
- 道路付近や敷地に機械設備を配置する場合は、設備周りを緑化するなど、周辺から直視できないようにしましょう。



- 屋上に機械設備を設置する際は、周囲から直視できないように、ルーバーなどで覆いましょう。



- 屋外付帯施設を敷地外周部に配置する際は、目立たない位置に配置するか、建物背後に配置するなど、配置を工夫しましょう。

形態  
意匠

B⑤昔からの集落・住宅地など特徴的なまちなみに近接する場合は、それとの調和に配慮する。

ヒント6

■集落・住宅地に対する均整のとれた外観の建築物にする

- ・隣接する建物の高さや意匠などに配慮しながら、軒の高さを揃えるなど、まちなみの連続性に配慮しましょう。
- ・周辺の建築物とデザインを揃えるなど、まちなみ形成に配慮することも大切です。



- 近接するまちなみの外観の形態意匠を合わせたり、軒の高さを揃えるなど、連続したまちなみの印象を造り出した例

【区域ア】

3 2 1  
田園・里山景観  
河川景観  
農村集落景観

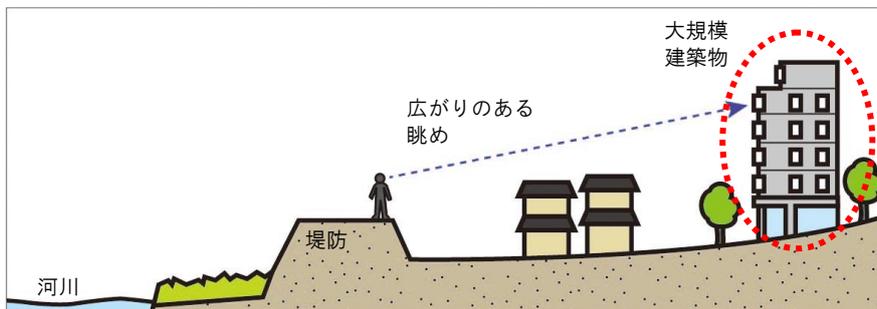
形態  
意匠

B⑥市街地内の河川に面する場合は、河川との関係に配慮し、対岸や橋からの見え方に配慮した形態・意匠とすること。

ヒント7

■広がりのある眺望を意識して、建築物の配置や形態、意匠に配慮する

- ・堤防や橋は、周囲の土地から一段高く、周りを見渡せる広がりのある眺望を有する場所です。こうした場所からの眺めに配慮するため、河川付近に設置する建築物は、規模、屋根や外壁の意匠や色彩に対する配慮が必要です。



- 周辺への眺望を阻害しない高さ・配置とするほか、周りのまちなみから突出した色彩の使用は避けましょう。

色彩

C①外壁の色彩は周辺との調和に配慮し、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮する。

ヒント8

■周辺から突出しない色彩とし、周辺の自然やまちなみと調和させる

- ・ 建築物の外観の色彩は、周辺の緑などの自然物の色彩や、周辺にあるまちなみ等の人工物の色彩との調和に配慮し、周囲から突出しない色彩としましょう。



- 外壁に彩度の低い茶系の色彩を用いて、周辺のまちなみや背後の山並みの色彩に調和させた例



- 建物外観の大きな面積を占める屋根面に彩度の低い茶系の色彩を用いて、背後の山並みに調和させた例

素材

C⑤外壁の素材は、周辺の景観と調和したものをいい、木、土、石など、地域の風土にあった自然素材を活用する。

C⑥外壁の素材は、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いる。

ヒント9

■外壁の素材は、地域やまちの特性に配慮するとともに、時間の経過に耐えうる材料を用いる

- ・ 外壁の素材は、建築物の形態とともに重要な要素です。建築物の機能やデザインに応じた材料を選択したり、汚れにくさや耐久性のほか、時間とともに、風合いを深める素材を選択するのも大切です。



- 外壁等に木材を用いて周辺の建物との調和に配慮するなど、自然素材を活用した例

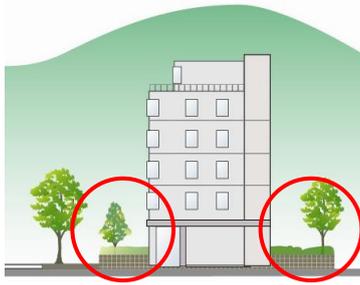
緑化  
外構

D①うるおいのあるまちなみとなるよう、建築物の周囲や前面道路側の空地においてはできる限り植栽を充実させる。

ヒント 10

■まちなみや道路空間に対して、うるおいと連続性を感じさせるために、敷地外周部に植栽を配置する

- ・道路空間に面して建築物を配置する場合は、沿道のまちなみとの連続性や近接する丘陵等に配慮し、道路に面する空地や建築物の周囲に植栽を配置しましょう。



- 敷地の外周部に積極的な緑化を行いましょう。



- 河川際に植栽を配置して、周辺の自然と連続感を創出している例

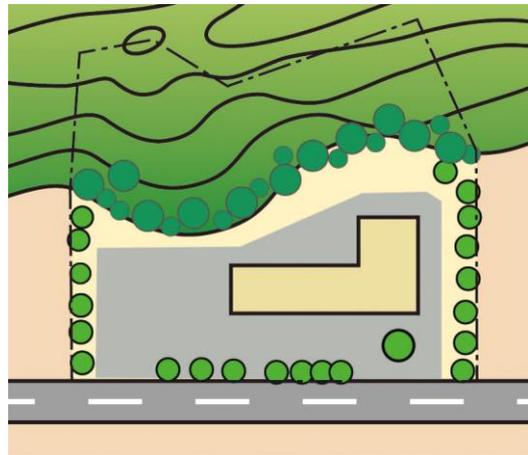
緑化  
外構

D②植栽にあたってはできる限り周辺の植生にあった樹種を用いる。  
D③計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、修景にいかす。

ヒント 11

■計画地の中に、樹林地や丘陵地の緑がある場合は、それらの植栽をできる限り残し、敷地外周の緑化に活かす

- ・計画地内の植生をうまく残し、敷地外周の緑化に活かすとともに、道路に面する空地等には、既存の植生にあった樹種を緑化に用いるようにしましょう。



- 周りの既存植生をうまく残し、敷地外周の緑化につなげるなど、既存の緑と調和させるようにしましょう。

## 緑化 外構

D④建築物とあわせて垣、柵、塀を設ける場合は、周辺との調和に配慮した配置、形態、色彩とする。

### ヒント 12

#### ■敷地の塀やフェンスは、周囲のまちなみと調和させるように工夫する

- ・ 敷地に塀やフェンスを設置する場合は、必要最小限とし、低彩度の目立たない色彩の外観としましょう。
- ・ また、塀やフェンスの前に植栽等を設けるなど、敷地へのうるおいを創出しましょう。



- 駐車場に面する塀を周辺のまちなみに配慮して、和風意匠とした例



- 駐車場の周りに植栽を設けて、周囲の景観との調和に配慮した例

## 特定 照明

E①夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明方法等に配慮する。

### ヒント 13

#### ■建築物等へのライトアップは、可能な限り控えめな照射とする

- ・ 建築物の外観へのライトアップは、照らす対象や方向を絞り込み、可能な限り控えめな照射とし、周辺への漏れ光を防止してください。

【区域イ】

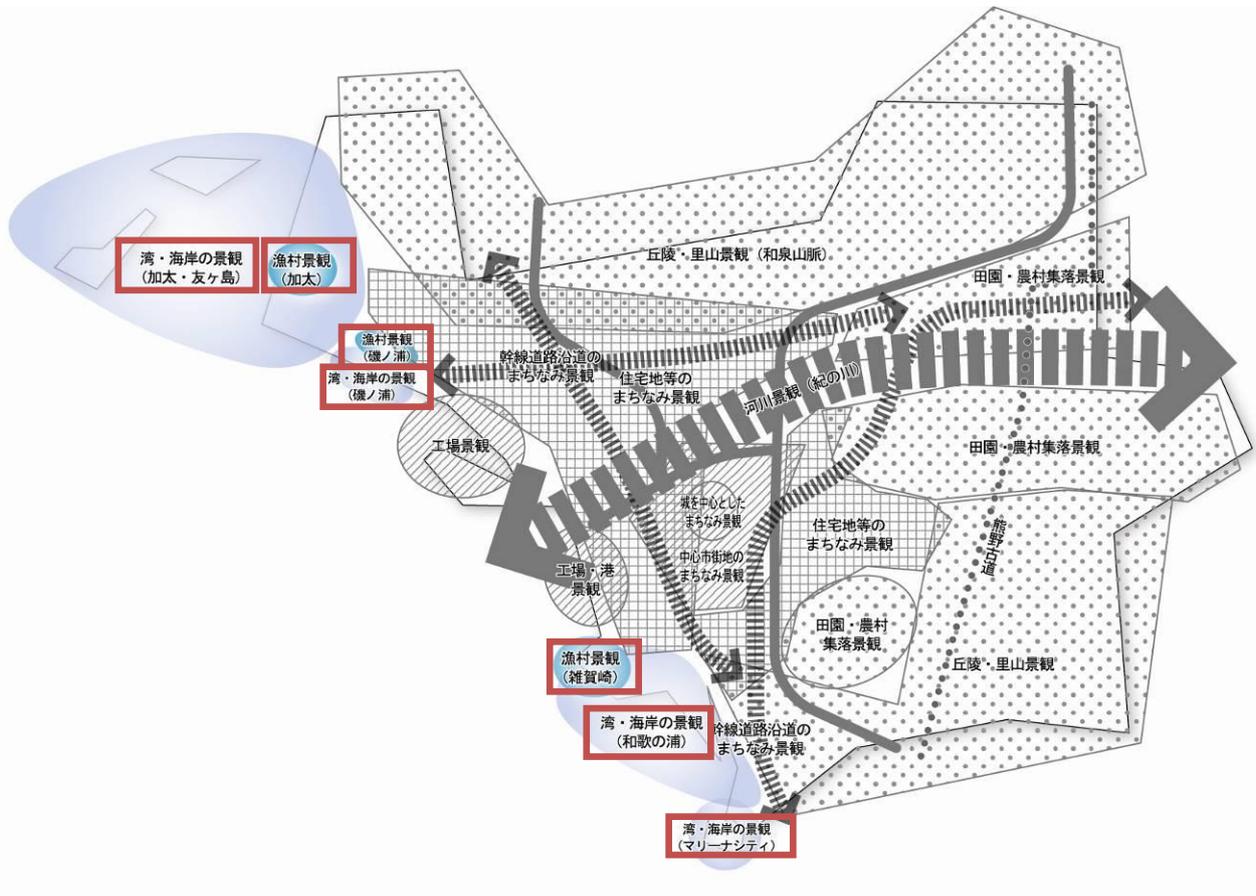
4) 湾・海岸の景観、5) 漁村景観の類型  
における景観形成の方針

【区域イ】 景観形成の方針

<p>4) 湾・海岸の景観</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地形が織りなすダイナミックな島しょ景観を保全する</li> <li>○名所として描かれた景勝美を有する文化的景観を保全する</li> <li>○湾に面してパノラマ的に広がる眺望景観や名所のスポットの保全と、開発等に際しての適切な誘導を図る</li> <li>○自然の海岸線を活かし、海辺に開かれた景観を楽しめる空間の確保と開発等に際しての適切な誘導を図る</li> <li>○テーマ性を持った統一的な景観の誘導を図る</li> </ul>
<p>5) 漁村景観</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○漁村集落を特徴づけるまちなみを保全する</li> <li>○暮らしに根ざした漁村文化を継承する</li> </ul>

【区域イ】  
5 4 湾・海岸の景観

【区域イ】：4) 湾・海岸の景観、5) 漁村景観の類型図



【区域イ】

4) 湾・海岸の景観、5) 漁村景観の類型  
における景観形成基準

	景観形成基準	
A 配置 規模	①現在の地形を活かした配置とし、大幅な地形の改変を避ける。	ヒント1
	②周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係に配慮し、過度に突出したり圧迫感が生じたりしないような配置・規模とする。	
	③背景の山なみや、周辺に広がる農地・ため池、紀の川、湾・海岸等への良好な眺望を妨げることの無いような配置・規模とする。	ヒント2.3
	④島しょ部や海岸線等が形づくる特徴的な地形を保全する。	ヒント4
B 形態 意匠	①調和の取れたまちなみとなるよう、周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係に配慮した形態・意匠とする。	ヒント5
	②建築物全体として調和が取れた形態・意匠とする。	ヒント6
	③屋上・屋外付帯設備は、周辺の主要な道路からの見え方などに配慮し、建築物と調和させる、遮へいするなど、目立たない形態・意匠とする。	
	④背景の山なみや、周辺に広がる農地・ため池、河川、湾・海岸等への広がりある良好な眺望との調和に配慮した形態・意匠とする。	ヒント2.3
	⑤昔からの集落・住宅地など特徴的なまちなみに近接する場合は、それとの調和に配慮する。	ヒント7
C 色彩 素材	①外壁の色彩は周辺との調和に配慮し、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮する。	ヒント8
	②外壁の色彩は背後の山地・丘陵地や、周辺に広がる農地・ため池、河川、湾・海岸等自然との調和に配慮した落ち着いた色彩を基調とする。	ヒント2.3
	⑤外壁の素材は、周辺の景観と調和したものを、木、土、石など、地域の風土にあった自然素材を活用する。	ヒント9
	⑥外壁の素材は、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いる。	
D 緑化 外構	①うるおいのあるまちなみとなるよう、建築物の周囲や前面道路側の空地においてはできる限り植栽を充実させる。	ヒント10
	②植栽にあたってはできる限り周辺の植生にあった樹種を用いる。	ヒント11
	③計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、修景にいかす。	
	④建築物とあわせて垣、柵、塀を設ける場合は、周辺との調和に配慮した配置、形態、色彩とする。	ヒント12
E 特定 照明	①夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明方法等に配慮する。	ヒント13

## 敷地や建築物に対する配慮

○計画地に近接して湾、海岸などの自然資源や漁村集落等のまちなみがある場合には、それらとの関係性について配慮が必要です。地形の大規模な改変を避ける、周辺への眺望に配慮して不調和な配置、形態・意匠を避けるなど、敷地や建築物等に様々な工夫を採り入れ調和を図ることが求められます。

### 配置規模

- A①現地の地形を活かした配置とし、大幅な地形の改変を避ける。
- A②周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係性に配慮し、過度に突出したり圧迫感が生じたりしないような配置・規模とする。

### ヒント1

#### ■周囲の地形との調和と地形を大きく改変する大規模な造成は回避する

- 丘陵地の斜面や谷筋など、特徴的な地形を活かし、地形に沿った建物配置にするなど、周辺地形との調和を図りましょう。
- 斜面地を造成する場合は、地形の改変を最小限にとどめ、擁壁や法面が周囲から見えにくくするように配慮しましょう。
- 背後の山並みなど、地形との調和を意識して建築物等の高さを抑えたり、分節化するなどの工夫をしましょう。

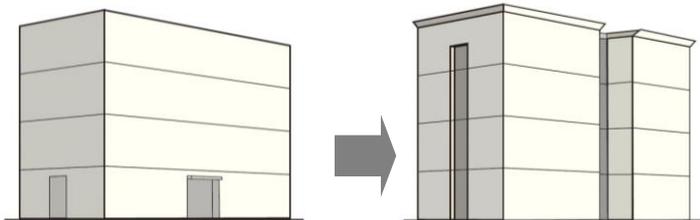


- 山裾の地形に沿わせて建物を配置している例。こうした配置の工夫により、大規模な地形の改変が避けられます。

【区域イ】  
54 湾・海岸の景観

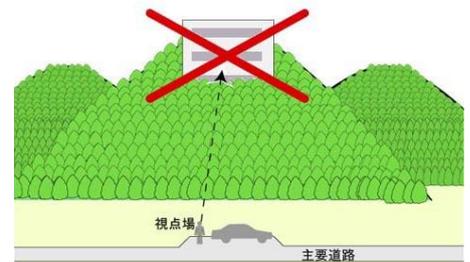
#### ■建物形態や建物配置の工夫により、突出感や圧迫感を低減させる

##### 建物側でのこんな工夫



- 単調で大きな壁面は、長大さを感じてしまいます。
- 建築物の棟を分けたり、壁面を雁行させるなど、建築物のボリューム感を低減させた計画

##### 建物配置の工夫



- 山の中腹から山頂付近に建物を配置することは避けましょう。

配置  
規模

形態  
意匠

色彩  
素材

A③背景の山なみや、周辺に広がる農地・ため池、紀の川、湾・海岸等への良好な眺望を妨げることを無いたる配置・規模とする。

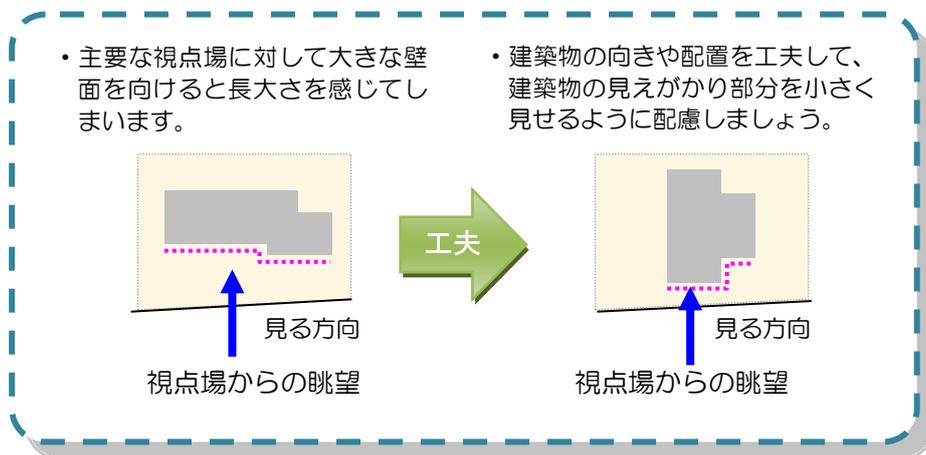
B④背景の山なみや、周辺に広がる農地・ため池、河川、湾・海岸等への広がりある良好な眺望との調和に配慮した形態・意匠とする。

C②外壁の色彩は背後の山地・丘陵地や、周辺に広がる農地・ため池、河川、湾・海岸等自然との調和に配慮した落ち着いた色彩を基調とする。

## ヒント2

■広がりある景観や眺望を損なうことがないように建築物配置や建築物規模に配慮しましょう。

- ・周囲の主要な視点場から眺望を阻害しないよう配慮するため、視野に対する外壁が大きく見えなように建築物の向きや配置を工夫しましょう。



## ヒント3

■自然景観との調和に配慮した建物の形態・意匠、色彩にする

- ・周囲の自然景観との調和に配慮して、際だった形態意匠や大きな壁面に華やかな色彩や突出した色彩を用いることは避けましょう。
- ・周辺に俯瞰できる視点場がある場合は、外壁等の意匠や色彩の配慮に加えて、屋上や屋根の形態、色彩に配慮しましょう。



- 隣接する丘陵や海辺の自然の色彩（アースカラー）に馴染ませるように、外壁にベージュ色等（茶系色や薄茶色等）を用いた例



- 周辺の山や緑の稜線に馴染ませるように建物の高さを低く抑えた例

**配置規模** A④島しょ部や海岸線等が形づくる特徴的な地形を保全する。

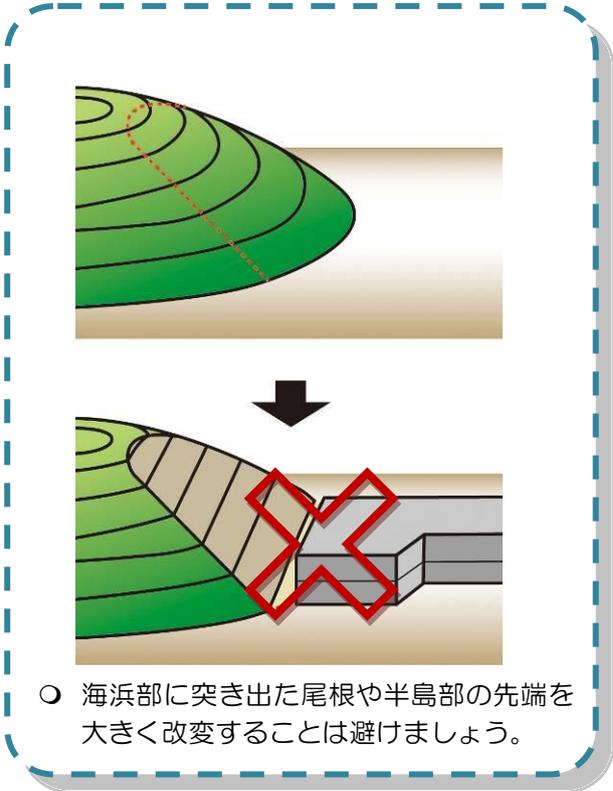
**ヒント4**

■海浜部の地形を大きく改変する大規模な造成は回避する。

- 海浜部など、特徴的な地形を活かし、地形に沿った建物配置にするなど、周辺地形との調和を図りましょう。



○ 海浜部の地形を活かしたまちなみ



○ 海浜部に突き出た尾根や半島部の先端を大きく改変することは避けましょう。

【区域イ】  
4 湾・海岸の景観  
5 漁村景観

**形態意匠** B①調和の取れたまちなみとなるよう、周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係に配慮した形態・意匠とする。  
B②建築物全体として調和が取れた形態・意匠とする。

**ヒント5**

■周辺の建築物と意匠を揃えるなど、調和のとれたまちなみ形成に配慮する

- 建築物の背後や隣接地に丘陵が存在する場合は、周辺の主要な道路からの見え方に配慮し、山の稜線への視野を遮るような建築物の規模、意匠にしないように工夫しましょう。
- 隣接する建築物の高さやデザインなどに配慮しながら、軒の高さを揃えるなど、まちなみの連続性に配慮しましょう。



○ 近接する低層のまちなみに調和させるよう、建築物の外観意匠や屋根形態等を工夫した例

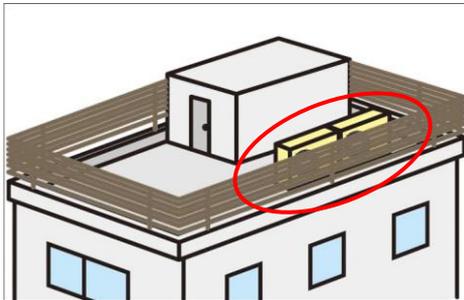
形態  
意匠

B③屋上・屋外付帯設備は、周辺の主要な道路からの見え方などに配慮し、建築物と調和させる、遮へいするなど、目立たない形態・意匠とする。

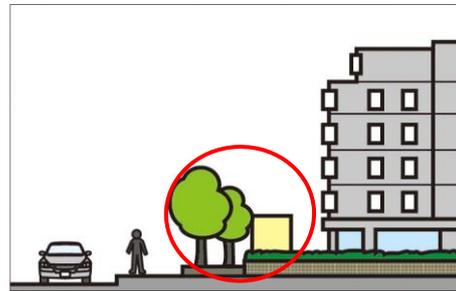
ヒント6

■屋上・屋外付帯設備は、目立たせないように工夫する

- ・ 周辺の道路から機械設備等が直視できないように、パラペットやルーバーなどで覆うなど、目立たせないように工夫しましょう。
- ・ 屋外階段も景観を阻害する要因とならないように、建築物との一体的なデザインとしたり、ルーバーなどで覆うなど、工夫しましょう。



- 屋上に機械設備を設置する際は、周囲から直視できないように、ルーバーなどで覆いましょう。



- 屋外付帯施設を敷地外周部に配置する際は、目立たない位置に配置するか、建物背後に配置するなど、配置を工夫しましょう。

形態  
意匠

B⑤昔からの集落・住宅地など特徴的なまちなみに近接する場合は、それとの調和に配慮する。

ヒント7

■集落・住宅地に対する均整のとれた外観の建築物にする

- ・ 隣接する建築物の高さや意匠などに配慮しながら、軒の高さを揃えるなど、まちなみの連続性に配慮しましょう。
- ・ 周辺の建築物とデザインを揃えるなど、まちなみ形成に配慮することも大切です。



- 外観の意匠や軒の高さを揃えるなど、連続したまちなみの印象を造り出している例

## 色彩

C①外壁の色彩は周辺との調和に配慮し、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮する。

## ヒント8

## ■周辺から突出しない色彩とし、まちなみと調和させる

- ・ 建築物の外観の色彩は、周辺の緑などの自然物の色彩や、周辺にあるまちなみ等の人工物の色彩との調和に配慮した、周囲から突出しない色彩としましょう。



- 背後の丘陵の緑や前面の海浜等の自然との調和に配慮し、低彩度の外観色彩とした例



- 低彩度の外観色彩とすることで、隣接する建物との調和に配慮した例

【区域イ】  
5 4 湾・海岸の景観  
漁村景観

## 素材

C⑤外壁の素材は、周辺の景観と調和したものをいい、木、土、石など、地域の風土にあった自然素材を活用する。

C⑥外壁の素材は、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いる。

## ヒント9

## ■外壁の素材は、地域やまちの特性に配慮するとともに、時間の経過に耐えうる材料を用いる

- ・ 外壁の素材は、建築物の形態とともに重要な要素です。建築物の機能やデザインに応じた材料を選択したり、汚れにくさや耐久性のほか、時間とともに、風合いを深める素材を選択するのも大切です。



- 外壁等に木材を用いて地域の風土に配慮するなど、自然素材を外観意匠に取り込み積極的に活用した例

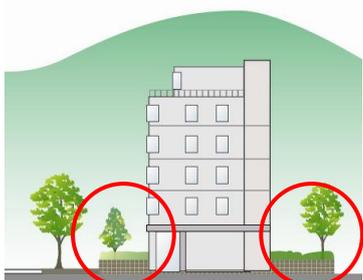
緑化  
外構

D①うるおいのあるまちなみとなるよう、建築物の周囲や前面道路側の空地においてはできる限り植栽を充実させる。

ヒント 10

■まちなみや道路空間に対して、うるおいと連続性を感じさせるために、敷地外周部に植栽を配置する

- ・道路空間に面して建築物を配置する場合は、沿道のまちなみとの連続性や近接する丘陵、海辺の自然等に配慮し、道路に面する空地や建築物の周囲に植栽を配置しましょう。



- 敷地の外周部に積極的な緑化を行いましょう。



- 敷地に植栽を配置して、周囲の緑や丘陵の緑との調和に配慮された例

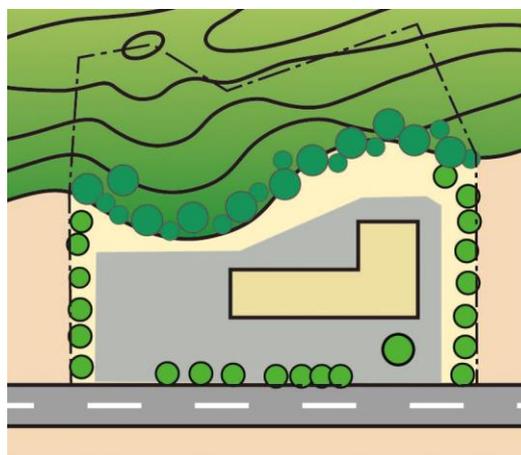
緑化  
外構

D②植栽にあたってはできる限り周辺の植生にあった樹種を用いる。  
D③計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、修景にいかす。

ヒント 11

■計画地の中に、樹林地や丘陵地の緑がある場合は、それらの植栽をできる限り残し、敷地外周の緑化に活かす

- ・計画地内の植生をうまく残し、敷地外周の緑化に活かすとともに、道路に面する空地等には、海辺の環境にあった樹種を緑化に用いるようにしましょう。



- 周りの既存植生をうまく残し、敷地外周の緑化につなげるなど、既存の緑と調和させるようにしましょう。

「設計者が考える景観づくりワークショップ」で  
考えられた景観配慮のための工夫例

海辺の自然との繋がりを大切にした緑地（緑）を  
配置する



- 海辺の近くでは、沿道に緑があると、緑陰の効果と自然景観との繋がりが生まれてよいと思う。

緑化  
外構

D④建築物とあわせて垣、柵、塀を設ける場合は、周辺との調和に配慮した配置、形態、色彩とする。

ヒント 12

■敷地の塀やフェンスは、周囲のまちなみと調和させるように工夫する

- 敷地に塀やフェンスを設置する場合は、必要最小限とし、低彩度の目立たない色彩の外観としましょう。
- また、塀やフェンスの前に植栽等を設けるなど、敷際へのうるおいを創出しましょう。



- 駐車場に面する塀を周辺のまちなみに配慮して、和風意匠とした例



- 周辺のまちなみや建築物の意匠に配慮して、低彩度の和風意匠の塀とした例

特定  
照明

E①夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明方法等に配慮する。

ヒント 13

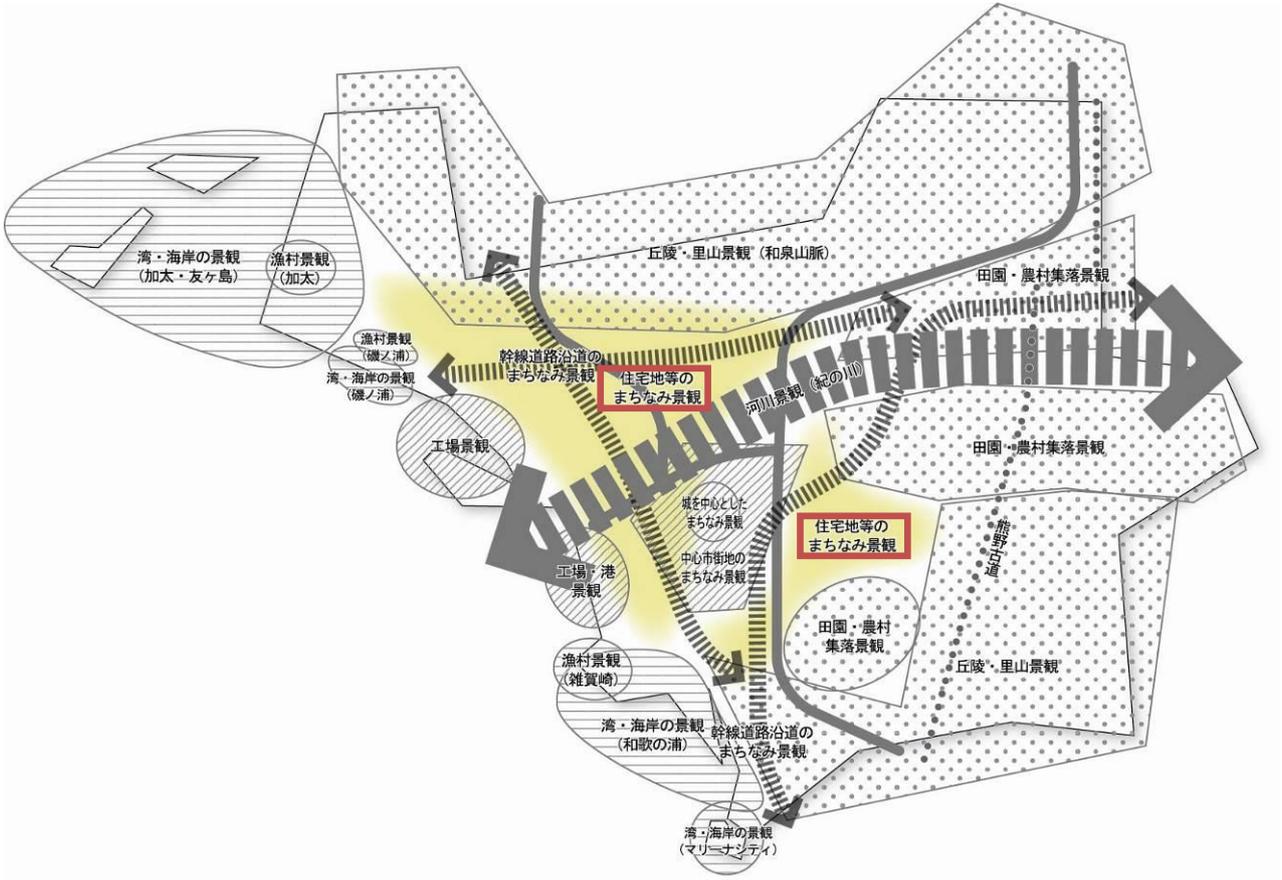
■建築物等へのライトアップは、可能な限り控えめな照射とする

- 建築物の外観へのライトアップは、照らす対象や方向を絞り込み、可能な限り控えめな照射とし、周辺への漏れ光を防止してください。

【区域ウ】  
8) 住宅地等のまちなみ景観  
における景観形成の方針

【区域ウ】景観形成の方針	
8) 住宅地等のまちなみ 景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特徴的なまちなみを保全する</li> <li>○敷地内やまちかどの緑を創出する</li> <li>○ゆとりあるまちなみを保全する</li> <li>○敷地内やまちかどの緑を創出する</li> <li>○周辺のまちなみなど地域との統一感を確保する</li> </ul>

【区域ウ】：8) 住宅地等のまちなみ景観の類型図



【区域ウ】 8) 住宅地等の  
まちなみ景観

【区域ウ】

8) 住宅地等のまちなみ景観  
における景観形成基準

	景観形成基準	
A 配置 規模	①現在の地形を活かした配置とし、大幅な地形の改変を避ける。	ヒント1
	②周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係に配慮し、過度に突出したり圧迫感が生じたりしないような配置・規模とする。	
B 形態 意匠	①調和の取れたまちなみとなるよう、周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係に配慮した形態・意匠とする。	ヒント2
	②建築物全体として調和が取れた形態・意匠とする。	ヒント3
	③屋上・屋外付帯設備は、周辺の主要な道路からの見え方などに配慮し、建築物と調和させる、遮へいするなど、目立たない形態・意匠とする。	
	④昔からの集落・住宅地など特徴的なまちなみに近接する場合は、それとの調和に配慮する。	
	⑤市街地内の河川に面する場合は、河川との関係に配慮し、対岸や橋からの見え方に配慮した形態・意匠とすること。	ヒント5.6
C 色彩 素材	①外壁の色彩は周辺との調和に配慮し、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮する。	ヒント7
	③外壁の色彩は周辺の住宅地との調和に配慮した落ち着いた色彩を基調とする。	ヒント8
	⑤外壁の素材は、周辺の景観と調和したものをいい、木、土、石など、地域の風土にあった自然素材を活用する。	
	⑥外壁の素材は、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いる。	
D 緑化 外構	①うるおいのあるまちなみとなるよう、建築物の周囲や前面道路側の空地においてはできる限り植栽を充実させる。	ヒント9
	②植栽にあたってはできる限り周辺の植生にあった樹種を用いる。	ヒント10
	③計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、修景にいかす。	
	④建築物とあわせて垣、柵、塀を設ける場合は、周辺との調和に配慮した配置、形態、色彩とする。	ヒント11
E 特定 照明	①夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明方法等に配慮する。	ヒント12

## 敷地や建築物に対する配慮

○計画地に近接して住宅地等のまちなみ景観がある場合には、それらとの関係性について配慮が必要です。地形の大規模な改変を避ける、周辺への眺望に配慮して不調和な配置、形態・意匠を避けるなど、敷地や建築物等に様々な工夫を採り入れ調和を図ることが求められます。

### 配置 規模

A①現地の地形を活かした配置とし、大幅な地形の改変を避ける。  
A②周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係に配慮し、過度に突出したり圧迫感が生じたりしないような配置・規模とする。

### ヒント1

#### ■周囲の地形との調和と地形を大きく改変する大規模な造成は回避する

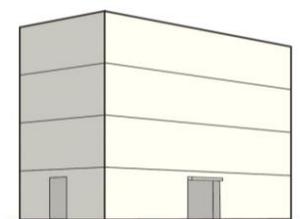
- ・斜面地を造成する場合は、地形の改変を最小限にとどめ、擁壁や法面が周囲から見えにくくするよう配慮しましょう。
- ・背後の山並みや周辺の緑地などとの調和を意識して建築物等の高さを抑えたり、分節化するなどの工夫をしましょう。



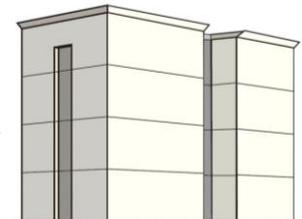
- 広がりのある場所に配置された施設。棟を分節したり、建物高さを低く抑えるなど、長大感を低減させている例

#### ■建物形態や建物配置の工夫により、突出感や圧迫感を低減させる

#### 建物側での こんな工夫



- ・単調で大きな壁面は、長大さを感じてしまいます。



- ・建築物の棟を分けたり、壁面を雁行させるなど、建築物のボリューム感を低減させた計画

形態  
意匠

B①調和の取れたまちなみとなるよう、周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係に配慮した形態・意匠とする。

B②建築物全体として調和が取れた形態・意匠とする。

ヒント2

■周辺の建築物と意匠を揃えるなど、調和のとれたまちなみ形成に配慮する。

- ・住宅地など低層のまちなみが隣接する場合は、建物高さや壁面位置などに配慮しながら、軒の高さを揃えるなど、まちなみの連続性に配慮しましょう。
- ・隣接する建築物との色調を合わせることで、統一感のあるまちなみの雰囲気を作り出すことができます。



- 隣接する建築物の庇の高さを揃えるなど、連続するまちなみを造り出している例



- 建築物の形態や意匠を揃えることで、統一感のあるまちなみを造り出している例

形態  
意匠

B③屋上・屋外付帯設備は、周辺の主要な道路からの見え方などに配慮し、建築物と調和させる、遮へいするなど、目立たない形態・意匠とする。

ヒント3

■屋上・屋外付帯設備は、目立たせないように工夫する

- ・周辺の道路から機械設備等が直視できないように、パラペットやルーバーなどで覆うなど、目立たせないように工夫しましょう。
- ・屋外階段も景観を阻害する要因とならないように、建築物との一体的なデザインとしたり、ルーバーなどで覆うなど、工夫しましょう。



- 機械設備等をシンプルな意匠のルーバーや格子等で覆い、周囲から目立たせない工夫が施された例



- 建物の1階部分の駐車場前面に植栽等を配置して施設を目立たせないように配慮した例

形態  
意匠

B⑤昔からの集落・住宅地など特徴的なまちなみに近接する場合は、それとの調和に配慮する。

ヒント4

■まちなみとの調和を意識した外観の建築物にする

- ・ 集落地や低層の住宅地が近接する場合は、それらの外観意匠との調和に配慮しながら、屋根勾配や軒の高さを揃えるなど、まちなみの連続性に配慮しましょう。



- 軒庇の高さを揃えるなど、連続するまちなみを造り出している例

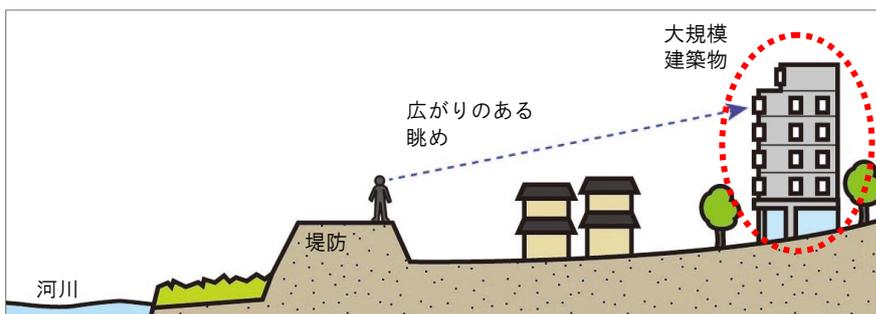
形態  
意匠

B⑥市街地内の河川に面する場合は、河川との関係に配慮し、対岸や橋からの見え方に配慮した形態・意匠とすること。

ヒント5

■広がりのある眺望を意識して、建築物の配置や形態、意匠に配慮する

- ・ 堤防や橋は、周囲の土地から一段高く、周りを見渡せる広がりのある眺望を有する場所です。こうした場所からの眺めに配慮するため、河川付近に設置する建築物は、規模、屋根や外壁の意匠や色彩に対する配慮が必要です。



- 周辺への眺望を阻害しない高さ・配置とするほか、周りのまちなみから突出した色彩の使用は避けましょう。

ヒント6

■河川に面する親水性を活かして、建築物の配置や形態、意匠に配慮する

- ・ 対岸や橋梁からの視野を意識して、沿川のまちなみの連続性に配慮しましょう。
- ・ 河川に面して機械設備等を配置する場合は、対岸や橋梁上から直視できないように、ルーバーなどで覆うなど、目立たせないように工夫しましょう。



- 水辺に面してテラスやカフェを設け、積極的に水辺の特性を生かした例

色彩

- C①外壁の色彩は周辺との調和に配慮し、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮する。
- C③外壁の色彩は周辺の住宅地との調和に配慮した落ち着いた色彩を基調とする。

ヒント7

■周辺から突出しない色彩とし、まちなみと調和させる

- ・ 建築物の外観の色彩は、周辺にあるまちなみ等の人工物の色彩との調和に配慮した、周囲から突出しない色彩としましょう。



○ 住宅地等のまちなみとの調和に配慮した外観色彩とした例



○ 周辺の建築物との色調を合わせ、統一感のあるまちなみとしている例

素材

- C⑤外壁の素材は、周辺の景観と調和したものを扱い、木、土、石など、地域の風土にあった自然素材を活用する。
- C⑥外壁の素材は、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いる。

ヒント8

■外壁の素材は、地域やまちの特性に配慮するとともに、時間の経過に耐えうる材料を用いる

- ・ 外壁の素材は、建築物の形態とともに重要な要素です。建築物の機能やデザインに応じた材料を選択したり、汚れにくさや耐久性のほか、時間とともに、風合いを深める素材を選択するのも大切です。



○ 外壁等に木材を用いて地域の風土に配慮するなど、自然素材を外観意匠に取り込み積極的に活用した例

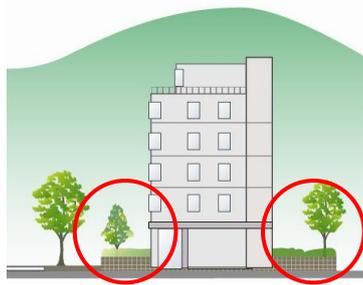
緑化  
外構

D①うるおいのあるまちなみとなるよう、建築物の周囲や前面道路側の空地においてはできる限り植栽を充実させる。

ヒント9

■まちなみや道路空間に対して、うるおいと連続性を感じさせるために、敷地外周部に植栽を配置する

- ・道路空間に面して建築物を配置する場合は、沿道のまちなみとの連続性に配慮し、道路に面する空地や建築物の周囲に植栽を配置しましょう。



- 敷地の外周部に積極的な緑化を行いましょう。



- 道路側に植栽を配置して、まちなみにうるおいを創出している例

「設計者が考える景観づくりワークショップ」で考えられた景観配慮のための工夫例

緑の縁取りは住環境にゆとりを生み出す



- 壁面後退した場所や敷地に緑があると、まちなみにゆとりが感じられる。
- 隣接する敷地の緑との調和が重要である。

緑化  
外構

- D②植栽にあたってはできる限り周辺の植生にあった樹種を用いる。
- D③計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、修景にいかす。

ヒント 10

■計画地の中に、樹林地や丘陵地の緑がある場合は、それらの植栽をできる限り残し、敷地外周の緑化に活かす

- ・計画地内の植生をうまく残し、敷地外周の緑化に活かすとともに、道路に面する空地等には、既存の植生にあった樹種を緑化に用いるようにしましょう。



- 既存植生をうまく残し、敷地外周の緑化に活かした例

緑化  
外構

- D④建築物とあわせて垣、柵、塀を設ける場合は、周辺との調和に配慮した配置、形態、色彩とする。

ヒント 11

■敷地の塀やフェンスは、目立たないように工夫する

- ・敷地に塀やフェンスを設置する場合は、必要最小限とし、低彩度の目立たない色彩の外観としましょう。
- ・また、塀やフェンスの前に植栽等を設けるなど、敷地へのうるおいを創出しましょう。



- 塀やフェンスの前面に植栽を設け、敷地にうるおいを与えている例



- 敷地に築地塀風の塀を設け、背後に自転車置き場を設け、まちなみとの調和に配慮して、目立たなくしている例

特定  
照明

E①夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明方法等に配慮する。

ヒント 12

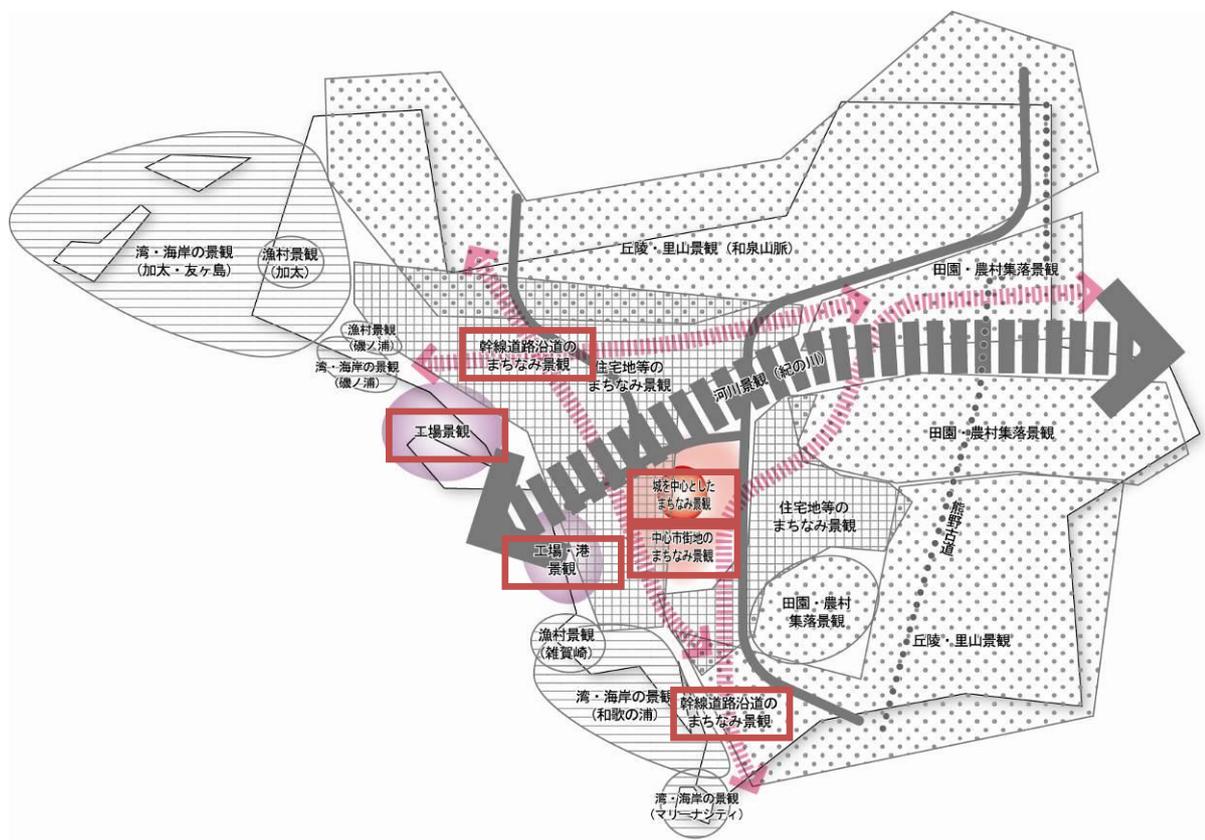
■建築物等へのライトアップは、可能な限り控えめな照射とする

- 建築物の外観へのライトアップは、照らす対象や方向を絞り込み、可能な限り控えめな照射とし、周辺への漏れ光を防止してください。

【区域エ】  
6. 7. 9. 10) その他の市街地景観  
における景観形成の方針

【区域エ】景観形成の方針	
その他の市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特徴的なまちなみを保全する</li> <li>○敷地内やまちかどの緑を創出する</li> <li>○ゆとりあるまちなみを保全する</li> <li>○敷地内やまちかどの緑を創出する</li> <li>○周辺のまちなみなど地域との統一感を確保する</li> </ul>

【区域エ】：その他の市街地景観の類型図



【区域エ】  
その他の市街地景観

【区域工】

その他の市街地における景観形成基準

	景観形成基準	
A 配置 規模	①現在の地形を活かした配置とし、大幅な地形の改変を避ける。	ヒント1
	②周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係に配慮し、過度に突出したり圧迫感が生じたりしないような配置・規模とする。	
B 形態 意匠	①調和の取れたまちなみとなるよう、周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係に配慮した形態・意匠とする。	ヒント2
	②建築物全体として調和が取れた形態・意匠とする。	ヒント3
	③屋上・屋外付帯設備は、周辺の主要な道路からの見え方などに配慮し、建築物と調和させる、遮へいするなど、目立たない形態・意匠とする。	
	⑥市街地内の河川に面する場合は、河川との関係に配慮し、対岸や橋からの見え方に配慮した形態・意匠とすること。	ヒント4
	⑦商業地や幹線道路沿道では、まちのにぎわいや活力が感じられるように形態・意匠を工夫するとともに、秩序あるまちなみとなるように通りや周辺との連続性を意識した形態・意匠とする。	ヒント5.6
C 色彩 素材	①外壁の色彩は周辺との調和に配慮し、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮する。	ヒント7
	④商業地や幹線道路沿道では、まちのにぎわいや活力が感じられるように色彩の演出を工夫するとともに、秩序あるまちなみとなるように通りや周辺との連続性を意識した色彩とする。	
	⑥外壁の素材は、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いる。	ヒント8
D 緑化 外構	①うるおいのあるまちなみとなるよう、建築物の周囲や前面道路側の空地においてはできる限り植栽を充実させる。	ヒント9
	②植栽にあたってはできる限り周辺の植生にあった樹種を用いる。	ヒント10
	③計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、修景にいかす。	ヒント11
	④建築物とあわせて垣、柵、塀を設ける場合は、周辺との調和に配慮した配置、形態、色彩とする。	
E 特定 照明	①夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明方法等に配慮する。	ヒント12

## 敷地や建築物に対する配慮

○計画地に近接して住宅地等のまちなみ景観がある場合には、それらとの関係性について配慮が必要です。地形の大規模な改変を避ける、周辺への眺望に配慮して不調和な配置、形態・意匠を避けるなど、敷地や建築物等に様々な工夫を採り入れ調和を図ることが求められます。

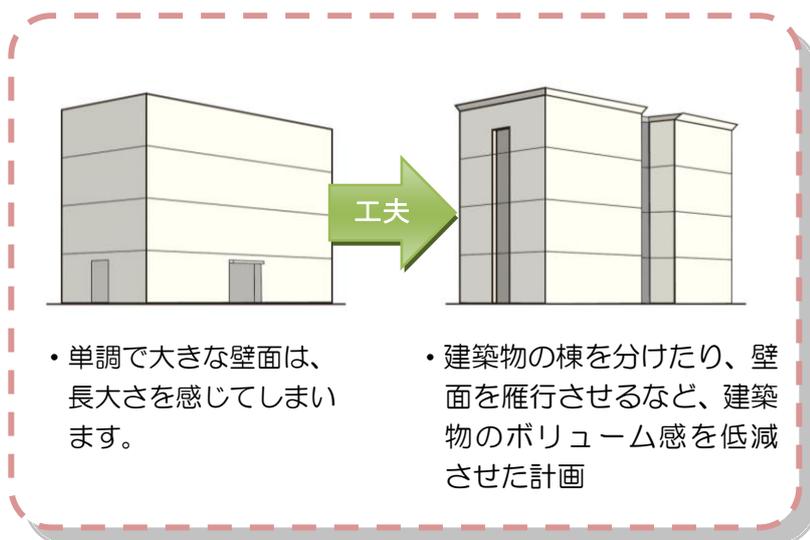
### 配置 規模

A①現地の地形を活かした配置とし、大幅な地形の改変を避ける。  
A②周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係性に配慮し、過度に突出したり圧迫感が生じたりしないような配置・規模とする。

### ヒント1

#### ■建物形態や建物配置の工夫により、突出感や圧迫感を低減させる

- 背後の山並みなど、地形との調和を意識して建築物等の高さを抑えたり、分節化するなどの工夫をしましょう。



#### ■壁面位置の後退等により、圧迫感を低減させた沿道景観を創り出す

- 壁面位置を後退させることで、周囲への圧迫感の低減とともに、ゆとり空間を創り出す工夫をしましょう。



- 壁面位置の後退部に設けられた植栽スペースにより、ゆとりある空間を創りだしている例



- 壁面位置の後退部を歩道空間と一体的に利用し、広がりを感じさせている例

形態  
意匠

- B①調和の取れたまちなみとなるよう、周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係に配慮した形態・意匠とする。
- B②建築物全体として調和が取れた形態・意匠とする。

ヒント2

■周辺の建築物と意匠を揃えるなど、調和のとれたまちなみ形成に配慮する。

- ・隣接する建築物とスカイラインを揃え、整ったまちなみにするように配慮しましょう。
- ・隣接する建築物の高さやデザインなどに配慮しながら、軒の高さを揃えるなど、まちなみの連続性に配慮しましょう。
- ・隣接する建築物との色調を合わせることで、統一感のあるまちなみの雰囲気を作り出すことができます。



- 隣接する建築物の外観色彩を調和させ、統一感を感じさせるまちなみとしている例

形態  
意匠

- B③屋上・屋外付帯設備は、周辺の主要な道路からの見え方などに配慮し、建築物と調和させる、遮へいするなど、目立たない形態・意匠とする。

ヒント3

■屋上・屋外付帯設備は、目立たせないように工夫する

- ・周辺の道路から機械設備等が直視できないように、パラペットやルーバーなどで覆うなど、目立たせないように工夫しましょう。
- ・屋外階段も景観を阻害する要因とならないように、建築物との一体的なデザインとしたり、ルーバーなどで覆うなど、工夫しましょう。



- 屋上施設等をシンプルなデザインにより覆うことで目立たせない工夫が施された例



- 外観の意匠の一部に組み込まれたルーバーデザインにより、屋外施設等が覆われた例

形態  
意匠

B⑥市街地内の河川に面する場合は、河川との関係に配慮し、対岸や橋からの見え方に配慮した形態・意匠とすること。

ヒント4

■河川に面する親水性を活かして、建築物の配置や形態、意匠に配慮する

- ・ 対岸や橋梁からの視野を意識して、沿川のまちなみの連続性に配慮しましょう。
- ・ 河川に面して機械設備等を配置する場合は、対岸や橋梁上から直視できないように、ルーバーなどで覆うなど、目立たせないように工夫しましょう。
- ・ また、河川に面して遊歩道がある場合は、にぎわい形成の観点から河川方向への積極的な利用を心がけましょう。



- 水辺に面して開口部や広告表示等を向けてにぎわいを演出している例

形態  
意匠

B⑦商業地や幹線道路沿道では、まちなみにぎわいや活力が感じられるように形態・意匠を工夫するとともに、秩序あるまちなみとなるように通りや周辺との連続性を意識した形態・意匠とする。

ヒント5

■幹線道路沿道のにぎわい形成のための空間を創出する

- ・ 道路沿道のにぎわいづくりは、道路に面する低層部分のしつらえやそれらの空間の利用の仕方等により創り出されるものです。道路に面する地上部に店舗や施設等、秩序ある誘導をおこなしましょう。
- ・ また、歩道空間に面する場所への緑化は、歩行者に緑陰を与え、快適な歩行空間を創出できます。積極的な緑化により、通りのにぎわいを演出しましょう。



- 壁面後退部などの通路空間を活用して物販等空間利用している例



- 歩道に面して植栽地を設け、歩行者にうるおいを与えている例

ヒント6

■ 建築物の低層部や敷地の接道部など歩行者に近い部分のしつらえを工夫して、にぎわいの演出やゆとり空間を創出する

- 建築物の低層部は、通りの印象を左右する重要な空間です。壁面後退による歩行者空間の確保や、通りに面した場所にショーウィンドウなどを設置するなど、歩いて楽しいにぎわいのある通り景観を演出しましょう。



○ 低層部に店舗を配置して歩いて楽しい空間を演出している例



○ ショーウィンドウで通りのにぎわいや連続性を演出している例



○ ゆとり空間を活用してオープンカフェを設置し、にぎわいを演出している例

色彩

- C①外壁の色彩は周辺との調和に配慮し、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮する。
- C④商業地や幹線道路沿道では、まちのにぎわいや活力が感じられるように色彩の演出を工夫するとともに、秩序あるまちなみとなるように通りや周辺との連続性を意識した色彩とする。

ヒント7

■周辺から突出しない色彩とし、まちなみと調和させる

- ・ 建築物の外観の色彩は、周辺の緑などの自然物の色彩や、周辺にあるまちなみ等の人工物の色彩との調和に配慮した、周囲から突出しない色彩としましょう。



- 交差点付近に、エントランスを設け、にぎわいを演出するしつらえをしている例



- シンプルな外観で外壁の色彩をグレー色系でまとめて、空などの周囲の景観になじませている例



- 周辺の建築物との色調を合わせ、統一感のあるまちなみとしている例

素材

- C⑥外壁の素材は、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いる。

ヒント8

■外壁の素材は、地域やまちの特性に配慮するとともに、時間の経過に耐えうる材料を用いる

- ・ 外壁の素材は、建築物の形態とともに重要な要素です。建築物の機能やデザインに応じた材料を選択したり、汚れにくさや耐久性のほか、時間とともに、風合いを深める素材を選択するもの大切です。



- 外壁に石材を用いて存在感のあるものとしている例

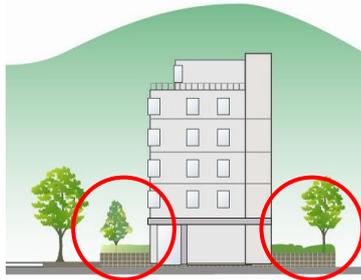
緑化  
外構

D①うるおいのあるまちなみとなるよう、建築物の周囲や前面道路側の空地においてはできる限り植栽を充実させる。

ヒント9

■まちなみや道路空間に対して、うるおいと連続性を感じさせるために、敷地外周部に植栽を配置する

- ・道路空間に面して建築物を配置する場合は、沿道のまちなみとの連続性に配慮し、道路に面する空地や建築物の周囲に植栽を配置しましょう。



- 敷地の外周部に積極的な緑化を行いましょう。



- 道路側に植栽を配置して、まちなみや歩道部にうるおいを創出している例

「設計者が考える景観づくりワークショップ」で考えられた景観配慮のための工夫例

効果的な緑の配置の工夫



- 角地にシンボルツリーを配置して、象徴的なまちかどを演出する工夫



- 前面道路の街路樹と建物前面の植栽と調和させて配置する工夫



- セットバックした空間に豊富な緑を配置する工夫



- 壁面緑化やバルコニー緑化などの立体的に緑を配置する工夫



○ 敷際に生じた高低差を植栽で覆い沿道部にうるおいを与えている例



○ 駐車場緑化により、緑豊富な印象を感じさせている例

「設計者が考える景観づくりワークショップ」で考えられた景観配慮のための工夫例

効果的な緑の配置の工夫



○ 少ない緑でも、角地や敷際へ効果的に植栽を配置する工夫



緑化  
外構

D②植栽にあたってはできる限り周辺の植生にあった樹種を用いる。  
D③計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、修景にいかす。

ヒント 10

■ 計画地の中に樹林地等の緑がある場合は、それらの植栽をできる限り残し、敷地外周の緑化に活かす

- ・ 計画地内の植生をうまく残し、敷地外周の緑化に活かすとともに、道路に面する空地等には、既存の植生にあった樹種を緑化に用いるようにしましょう。



○ 周りの植生をうまく残し、敷地内の植栽につなげるなど、緑豊富な印象を創りだしている例

緑化  
外構

D④建築物とあわせて垣、柵、塀を設ける場合は、周辺との調和に配慮した配置、形態、色彩とする。

ヒント 11

■敷際の塀やフェンスは、目立たないように工夫する

- ・敷際に塀やフェンスを設置する場合は、必要最小限とし、低彩度の目立たない色彩の外観としましょう。
- ・また、塀やフェンスの前に植栽等を設けるなど、敷際へのうるおいを創出しましょう。



- 敷際付近に配置された駐輪場の前面に植栽を施し、沿道からの視野に配慮している例



- 敷際の効果的な植栽により、敷地境界の柵や設備等を目立たなくしている例

特定  
照明

E①夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明方法等に配慮する。

ヒント 12

■建築物等へのライトアップは、可能な限り控えめな照射とする

- ・建築物の外観へのライトアップは、照らす対象や方向を絞り込み、可能な限り控えめな照射とし、周辺への漏れ光を防止してください。

(2)工作物等

工作物等における景観形成基準

	景観形成基準	
工作物の新設、増築、改築等	<ul style="list-style-type: none"> <li>①周辺との調和に配慮した配置、形態、色彩とする。</li> <li>②工作物の周囲や空地においてできるだけ植栽を充実させる。</li> </ul>	ヒント1
開発行為・土地の形質の変更	①現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにする。	ヒント2
	②法面はできる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を行う。	
	③擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とし、緑化や化粧ブロック等により景観上の配慮を行う。	ヒント3
	④計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、計画にいかす。	
物件の堆積	①現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにする。	ヒント4
	②法面はできる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を行う。	
	③擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とし、緑化や化粧ブロック等により景観上の配慮を行う。	
木材の伐採	①道路、公園等の公共の場所から目立たないように、伐採の位置や方法を工夫する。	ヒント5
	②計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、修景にいかす。	

## 工作物等に係る景観形成基準の解説

### 工作物に対する景観形成基準

<b>色彩 ・ 緑化</b>	①周辺との調和に配慮した配置、形態、色彩とする。 ②工作物の周囲や空地においてできるだけ植栽を充実させる。
------------------------	--

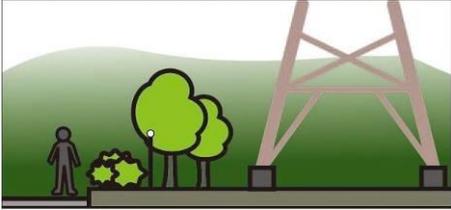
#### ヒント1

■法令・規則等に基づき配色しなければならない場合を除き、周囲の景観と調和の取れた外観色彩とする

- ・ 周辺の緑などの自然物の色彩や、周辺にあるまちなみ等の人工物の色彩との調和に配慮した、周囲から突出しない低彩度の目立たない色彩の外観としましょう。



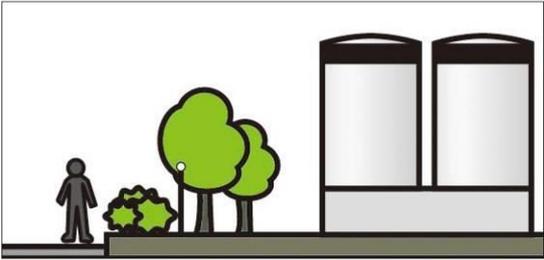
○ 外観の色彩を背景となる空の色と調和させ圧迫感や突出感を低減させている例



○ 高圧鉄塔等の背景となる色彩や周囲の色彩と同調させ、突出感を低減させましょう。

■敷地の周囲や工作物の周りに高木植栽等の緑化を施し、景観への影響を緩和する

- ・ 工作物の周囲への緑化は、工作物の印象を和らげる効果があります。積極的な植栽をおこない、周囲の景観に対する配慮をしましょう。



○ 工作物を敷地境界付近に設置する場合は、敷際に植栽配置して施設等が直視されないよう配慮しましょう。

## 開発行為等に対する景観形成基準

### 法面 ・ 緑化

- ①現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにする。
- ②法面はできる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を行う。

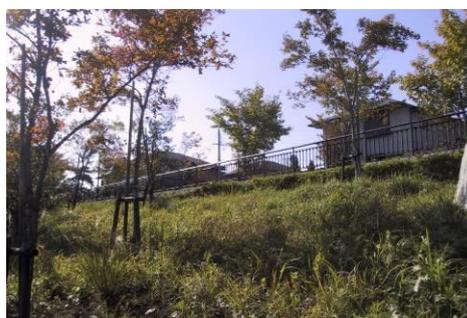
#### ヒント2

#### ■造成等の地形の改変は最小限にとどめ、法面が生じた際には、緑化による修景をおこなう

- ・法面が生じた際には、法面保護に加えて、斜面や小段への中高木や低木等の植栽をおこないましょう。なお、緑化の際には、周辺の既存植生との調和に配慮しましょう。



○ 人に身近な場所に花木類を植栽して、うるおいを与えている例



○ 法面に中高木を植栽して緑豊かな印象を与えている例

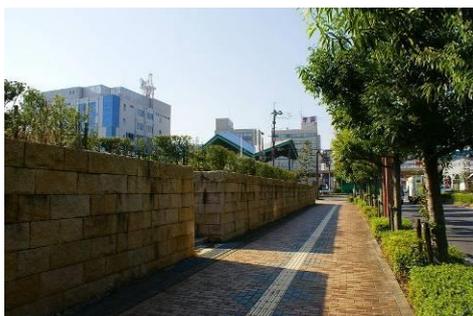
### 擁壁 ・ 緑化

- ③擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とし、緑化や化粧ブロック等により景観上の配慮を行う。
- ④計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、計画にいかす。

#### ヒント3

#### ■造成等の地形の改変は最小限にとどめ、擁壁等が生じた際には、化粧ブロックや緑化による修景をおこなう

- ・開発の際に生じる擁壁等の構造物については、自然石または自然石風の化粧ブロックを用いて周辺景観に配慮しましょう。



○ 自然石を用いた擁壁により、沿道景観に良好な印象を与えている例



○ 緑化ブロック擁壁を用いて斜面部に植栽を施すことで、擁壁による圧迫感を低減させ、周囲の樹木と馴染ませている例

### 物件の堆積に対する景観形成基準

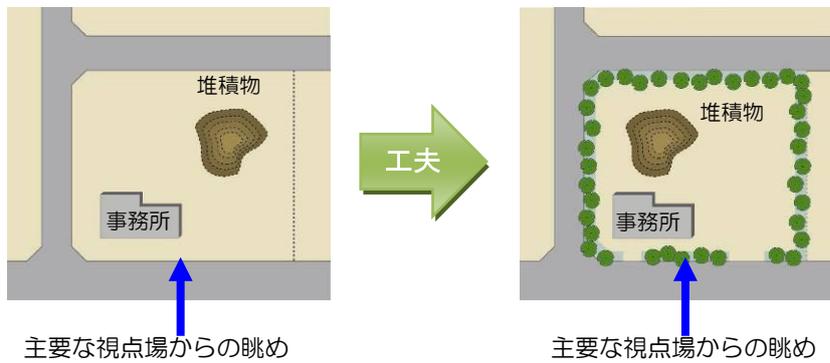
配置  
・  
緑化

- ①道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とする。
- ②道路、公園等の公共の場所から目立たないように、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げる。
- ③計画地周囲の緑化を行うなど、遮へい措置を講ずる。

#### ヒント4

#### ■敷地の外周部に緑化をおこない、周囲から目立たせないように遮蔽する

- ・ 行為地の外周部に緑化をおこない、外周部からの視野に配慮してください。特に、道路等に面する部分には、積極的な緑化をおこないましょう。



- 行為地の周囲に遮る物がないと、周りから際だって見えてしまうことがあります。

- 建築物の背後になるよう配置を工夫したり、敷地周りに緑化を施すことにより、周辺等からの視野に配慮することができます。

### 木竹の伐採に対する景観形成基準

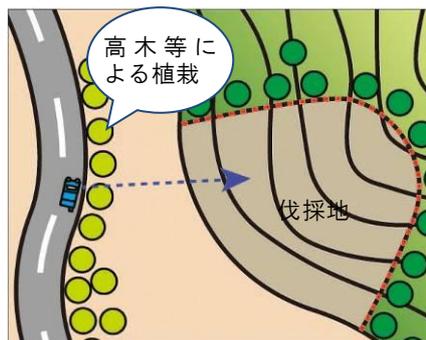
配置  
・  
緑化

- ①道路、公園等の公共の場所から目立たないように、伐採の位置や方法を工夫する。
- ②計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、修景にいかす。

#### ヒント5

#### ■敷地の外周部に緑化をおこない、周囲から目立たせないように遮蔽する

- ・ 行為地の外周部に緑化をおこない、外周部からの視野に配慮してください。特に、道路等に面する部分には、積極的な緑化をおこないましょう。



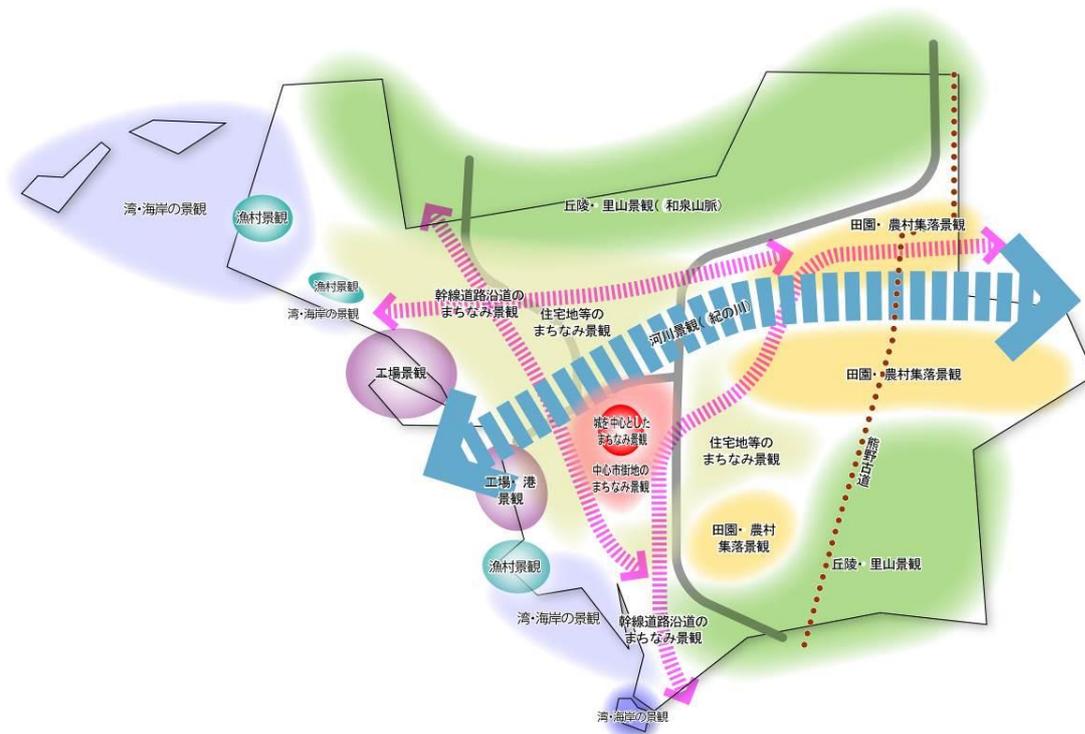
- 木竹等の伐採地が近隣の道路や周辺等から直視されないよう、敷地に高木等の植栽をおこない、伐採地を目立たせないようにしましょう。

開工  
発  
行  
物  
為  
等  
等

## 5.届出制度のあらまし

### (1)届出の必要な区域

- 届出が必要な区域は、景観計画で定めている和歌山市域全域です。



・区域区分は概ね以下のとおりとしています。

4つの区域	10の景観類型	景観類型の内容
区域ア	(1) 丘陵・里山景観 (2) 田園・農村集落景観 (3) 河川景観	・市街化調整区域内 ・紀の川沿いの両岸に面する敷地 ・市街地内河川に面する敷地
区域イ	(4) 湾・海岸の景観 (5) 漁村景観	・自然公園が指定されている区域 ・海際線から約1km内(和歌山北港・本港・南港を除く)
区域ウ	(8) 住宅地等のまちなみ景観	・住居系用途地域(第2種住居地域、準住居地域を除く)
区域エ	その他の市街地景観 (6) 城を中心としたまちなみ景観 (7) 中心市街地(大通り・商店街・駅前等)のまちなみ景観 (9) 幹線道路沿道の景観 (10) 工場・港湾の景観	・上記以外

## (2)届出対象行為

景観計画区域内（景観重点地区を除く）における届出対象行為は以下のとおりとします。

区 分		規 模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		高さ13m超又は建築面積1,000㎡超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電設備等の用途に供するもの	高さ13m超又は建築面積1,000㎡超
	②その他の工作物	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		行為面積1,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		行為面積1,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		行為面積3,000㎡超
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明		上記建築物の新築等に伴い設置するもの
木竹の伐採		行為面積10,000㎡超

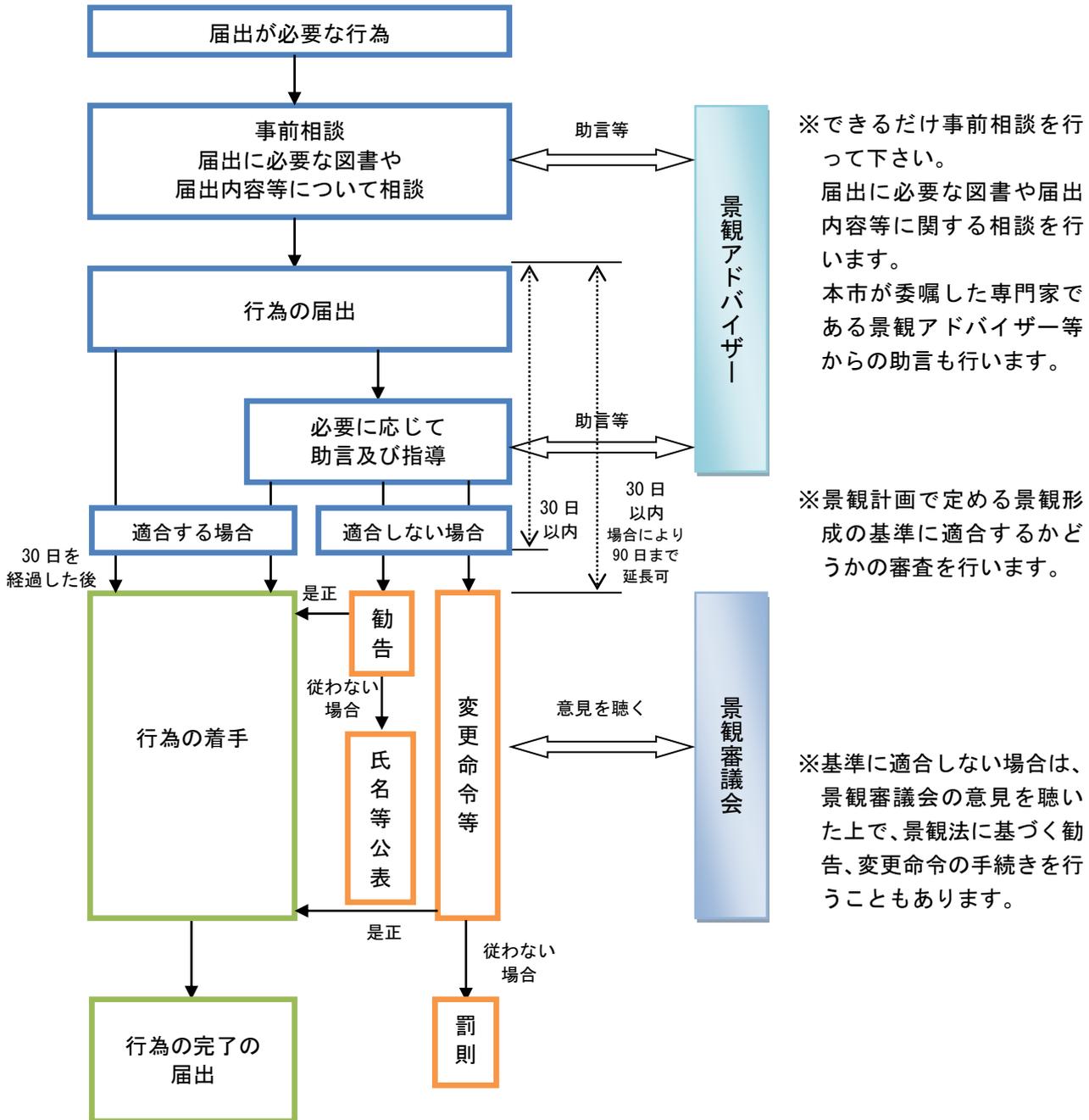
<注>景観法又は和歌山市景観条例で、届出を要しない行為が規定されています。

「工作物」とは、土地若しくは建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のもので、次のものをいいます。

- ・煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの
- ・橋りょう、高架道路高架鉄道、その他これらに類するもの
- ・製造施設、貯蔵施設、水道、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの
- ・野球場、庭球場等の運動施設、遊園地等の遊戯施設その他これらに類するもの
- ・道路又は公園に設置される公衆電話所、バス停留所、標識、照明灯（道路又は公園の管理者が設置するもの除く。）、変圧塔、アーチ、アーケード、モニュメントその他これらに類するもの
- ・擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
- ・垣、柵、塀、門その他これらに類するもの
- ・駐車場、自動車ターミナルその他これらに類するもの
- ・アンテナ（高さが4メートル以下のものを除く。）及びその附属施設、換気施設その他これらに類するもの
- ・日よけ、雨よけその他これらに類するもの
- ・上記に掲げるもののほか、市長が指定するもの

### (3)届出の流れ

届出が必要な行為が生じる場合、以下の流れに沿って届出が必要となります。



※できるだけ事前相談を行って下さい。  
届出に必要な図書や届出内容等に関する相談を行います。  
本市が委嘱した専門家である景観アドバイザー等からの助言も行います。

※景観計画で定める景観形成の基準に適合するかどうかの審査を行います。

※基準に適合しない場合は、景観審議会の意見を聴いた上で、景観法に基づく勧告、変更命令の手続きを行うこともあります。

※届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります（景観法第103条第1号）。

※景観法第17条で規定されている変更命令は、建築物または工作物の形態・意匠及び色彩の基準に適合しないものを対象とします。

※変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります（景観法第102条第1号）。

※屋外広告物については、和歌山市屋外広告物条例に規定する基準によるものとします。

#### (4)届出時に必要な図書

届出時に添付する図書は以下のとおりです。これらは本書巻末に様式を添付している他、市のホームページからダウンロードも可能です。

		書類名	備考	部数	チェック	
着手時【変更時】	ア 届出書	景観計画区域内における行為の届出書 ※1 【景観計画区域内における行為の変更届出書】	変更/中止届出書 は必要時のみ	正副2通		
		【氏名等変更届出書】		1通		
		【景観計画区域内における行為の中止届出書】				
	イ 添付書類 ※2 ※3	建築物の建築等 又は工作物	(1) 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表す図面	縮尺 2,500 分の1以上	2通	
			(2) 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真		2通	
			(3) 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面	縮尺 100 分の1以上	2通	
			(4) 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図	縮尺 50 分の1以上	2通	
		開発行為	(1) 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面	縮尺 2,500 分の1以上	2通	
			(2) 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真		2通	
			(3) 設計図又は施行方法を明らかにする図面	縮尺 100 分の1以上	2通	
		その他の行為	(1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面	縮尺 2,500 分の1以上	2通	
			(2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真		2通	
			(3) 設計図又は施行方法を明らかにする図面	縮尺 100 分の1以上	2通	
		ウ	その他参考となるべき事項を記載した図書 ※2 ※3		2通	
完了時	ア	景観計画区域内における行為の完了届出書		1通		
	イ	添付書類 当該届出に係る行為が完了した後の状況を示す写真(色彩を識別でき、かつ、日付が確認できるもの)		1通		

- ※1 国の機関又は地方公共団体が行う行為については行為の通知を行うこととされているので、「景観計画区域内における行為の通知書」の提出(1通)になります。
- ※2 市長が添付の必要がないと認めるときは省略できます。
- ※3 変更時において、届出時に添付した図書と同一のもの及び市長が添付の必要がないと認めるときは省略できます。

## 5. 景観形成チェックシート

### (1) チェックシート

大規模建築物チェックシート(その1) (ただし和歌山城周辺景観重点地区を除く)

工作物・開発行為等チェックシート(その1)

景観形成チェックシート	
届出者名	
設計者名	
行為の場所	
区域	
周囲の景観 (地域資源や景観特性等の把握)	
計画地の景観上のコンセプト (景観特性等を踏まえて考えられたコンセプトや方向性など)	

大規模建築物チェックシート（その2）

項目		景観形成基準 (行為制限の内容)	区域 ア	区域 イ	区域 ウ	区域 エ	基準に対する配慮の内容
共通		①計画地周辺の景観の種類を把握の上、該当する類型別の景観の目標像・方針に即した景観形成を図る。	○	○	○	○	
		②地形・自然の状況、歴史的ななり立ち、市街地形成の経緯やそこで営まれている活動など、計画地周辺の景観の特徴を十分に理解の上、計画へ反映する。	○	○	○	○	
		③周辺の景観との調和に配慮し、景観上重要な資源が近くにある場合は、それとの調和に特に配慮する。	○	○	○	○	
建築物の新築、増築、改築若しくは模様替え又は色彩の変更 若しくは模様替え又は色彩の変更	A 配置 規模	①現在の地形を活かした配置とし、大幅な地形の改変を避ける。	○	○	○	○	
		②周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係に配慮し、過度に突出したり圧迫感が生じたりしないような配置・規模とする。	○	○	○	○	
		③背景の山なみや、周辺に広がる農地・ため池、紀の川、湾・海岸等への良好な眺望を妨げることの無いような配置・規模とする。	○	○			
		④島しょ部や海岸線等が形づくる特徴的な地形を保全する。		○			
	B 形態 意匠	①調和の取れたまちなみとなるよう、周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係に配慮した形態・意匠とする。	○	○	○	○	
		②建築物全体として調和が取れた形態・意匠とする。	○	○	○	○	
		③屋上・屋外付帯設備は、周辺の主要な道路からの見え方などに配慮し、建築物と調和させる、遮へいするなど、目立たない形態・意匠とする。	○	○	○	○	
		④背景の山なみや、周辺に広がる農地・ため池、河川、湾・海岸等への広がりある良好な眺望との調和に配慮した形態・意匠とする。	○	○			
		⑤昔からの集落・住宅地など特徴的なまちなみに近接する場合は、それとの調和に配慮する。	○	○	○		
		⑥市街地内の河川に面する場合は、河川との関係に配慮し、対岸や橋からの見え方に配慮した形態・意匠とすること。	○		○	○	
	⑦商業地や幹線道路沿道では、まちなみにぎわいや活力が感じられるように形態・意匠を工夫するとともに、秩序あるまちなみとなるようによりや周辺との連続性を意識した形態・意匠とする。				○		

大規模建築物チェックシート (その3)

項目		景観形成基準 (行為制限の内容)	区域 ア	区域 イ	区域 ウ	区域 エ	基準に対する配慮の内容
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替え又は色彩の変更	C 色彩 素材	①外壁の色彩は周辺との調和に配慮し、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮する。	○	○	○	○	
		②外壁の色彩は背後の山地・丘陵地や、周辺に広がる農地・ため池、河川、湾・海岸等自然との調和に配慮した落ち着いた色彩を基調とする。	○	○			
		③外壁の色彩は周辺の住宅地との調和に配慮した落ち着いた色彩を基調とする。			○		
		④商業地や幹線道路沿道では、まちなぎわいや活力が感じられるように色彩の演出を工夫するとともに、秩序あるまちなみとなるように通りや周辺との連続性を意識した色彩とする。				○	
		⑤外壁の素材は、周辺の景観と調和したものを用い、木、土、石など、地域の風土にあった自然素材を活用する。	○	○	○		
		⑥外壁の素材は、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いる。	○	○	○	○	
	D 緑化 外構	①うるおいのあるまちなみとなるよう、建築物の周囲や前面道路側の空地においてはできる限り植栽を充実させる。	○	○	○	○	
		②植栽にあたってはできる限り周辺の植生にあった樹種を用いる。	○	○	○	○	
		③計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、修景にいかす。	○	○	○	○	
		④建築物とあわせて垣、柵、塀を設ける場合は、周辺との調和に配慮した配置、形態、色彩とする。	○	○	○	○	
特定照明	①夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明方法等に配慮する。	○	○	○	○		

工作物・開発行為等チェックシート（その4）

項目	景観形成基準 (行為制限の内容)	区域 ア	区域 イ	区域 ウ	区域 エ	基準に対する配慮の内容
工作物の新設、増築、改築等	①周辺との調和に配慮した配置、形態、色彩とする。	○	○	○	○	
	②工作物の周囲や空地においてできるだけ植栽を充実させる。	○	○	○	○	
開発行為／土地の形質の変更	①現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにする。	○	○	○	○	
	②法面はできる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を行う。	○	○	○	○	
	③擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とし、緑化や化粧ブロック等により景観上の配慮を行う。	○	○	○	○	
	④計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、計画にいかす。	○	○	○	○	

物件の堆積	①道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とする。	○	○	○	○	
	②道路、公園等の公共の場所から目立たないように、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げる。	○	○	○	○	
	③計画地周囲の緑化を行うなど、遮へい措置を講ずる。	○	○	○	○	
木竹の伐採	①道路、公園等の公共の場所から目立たないように、伐採の位置や方法を工夫する。	○	○	○	○	
	②計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、修景にいかす。	○	○	○	○	

・区域区分は概ね以下のとおりとしています。

4つの区域	10の景観類型	景観類型の内容
区域ア	(1) 丘陵・里山景観 (2) 田園・農村集落景観 (3) 河川景観	・市街化調整区域内 ・紀の川沿いの両岸に面する敷地 ・市街地内河川に面する敷地
区域イ	(4) 湾・海岸の景観 (5) 漁村景観	・自然公園が指定されている区域 ・海際線から約1km内(和歌山北港・本港・南港を除く)
区域ウ	(8) 住宅地等のまちなみ景観	・住居系用途地域(第2種住居地域、準住居地域を除く)
区域エ	その他の市街地景観 (6) 城を中心としたまちなみ景観 (7) 中心市街地(大通り・商店街・駅前等)のまちなみ景観 (9) 幹線道路沿道の景観 (10) 工場・港湾の景観	・上記以外

**和歌山市 景観ガイドライン**

**【大規模建築物・工作物等】**

**平成 30 年 4 月**

和歌山市 都市建設局  
都市計画部 まちなみ景観課

---

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地  
Tel : 073-435-1082 / Fax : 073-435-1367  
E-mail : machinami@city.wakayama.lg.jp  
<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/>